

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(概要)

前文

- ・令和2年3月26日、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から報告され、政府対策本部を設置。
- ・国民の生命を守るためには、高齢者等を始めとする感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

- ・クラスターの感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生。
- ・今後、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (1) 情報提供・共有 : 医療機関を受診する際の事前の電話連絡の呼びかけなど、丁寧な情報発信等。
- (2) サーベイランス・情報収集 : 全数把握の実施、検査体制の強化等。
- (3) まん延防止 : クラスター対策、外出自粛の要請等の接触機会の低減等。
- (4) 医療 : 地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保等。
- (5) 経済・雇用対策 : 必要かつ十分な経済財政政策を、機動的かつ躊躇なく実施等。
- (6) その他 : 人権等への配慮、物資・資材の供給、関係機関との連携の推進、社会機能の維持等。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内においては、すでに感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られ、今後、地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にある。さらに、世界的に患者数と死亡者数の急激な増加が見られ、国内で発見される輸入症例も増加している。

このような状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、高齢者等を始め、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

現時点では、国内では、未だ大規模なまん延が認められる地域があるわけではないが、積極的疫学調査等のまん延防止策により、各地域において感染経路の不明な患者やクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止める

ためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせる実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

このように、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、ここに法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）として、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要があるが、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、3 月 26 日までに、合計 42 都道府県において合計 1,349 人の感染者、46 人の死亡者が確認されている。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第 8 回）において、クラスターの感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られ、今後、地域において、感染源が分か

らない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと評価されている。

一方で、海外の状況としては、令和2年3月27日現在、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に存在する状況となっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。また、こういった状況の中で、本年3月19日以降、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が連日10人を超えて確認されており、また、これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日ー3月18日）から29%（3月19日ー3月25日）へ増加している。さらに、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたが、現在では欧米を中心として多様化しており、輸入症例の増加及び多様化の両面の影響を今後受ける可能性がある。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持

続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。

- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬としては、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきていることから、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。

- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、SNS等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極

的に国民等への情報発信を行う。

- ③ 政府は、民間企業とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して独自のメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 地方公共団体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の強化を図る。また、都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間検査会社等を活用する。

- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。
- ④ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キットの開発を引き続き進める。

(3) まん延防止

- ① 都道府県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、的確に打ち出す。
- ② 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ③ 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請する。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有を行う。
- ④ 都道府県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。特に大都市圏では、人口数及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、十分な注意を払うこととする。

- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑥ 厚生労働省は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。
- ⑧ 厚生労働省は、地方公共団体と協力して、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。
- ⑨ 文部科学省は、3月24日に策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に関し、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、学校における感染防止や感染者が出た場合の対応、必要に応じ地域における臨時休業の在り方等に関し追加的な指針を策定する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑩ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ⑪ 政府は、職場等における感染の拡大を防止するため、労働者を使用する事業者に対し、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、

自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。

- ⑫ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ⑬ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ⑭ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

(4) 医療

- ① 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
 - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、

電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。
- ・ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
- ・ 医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師

の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。

- ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
- ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ・ 地域でのオーバーシュートに備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。

③ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮すること。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めな

がら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

2) 物資・資材の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じて、マスクや消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保する。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、

医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。

4) 社会機能の維持

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ② 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ③ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ④ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) その他

- ① 今後の状況が、緊急事態宣言の要件に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大の状況を踏まえて、国民生活及

び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ② 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言するにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で行う。

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年3月31日(火)

厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について(令和2年3月30日18時時点)

	中国	香港	マカオ	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	高雄	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン
感染者数	81470	641	38	1953	9661	298	844	5	1388	188	2470	4093	139675	6255	40174	62095	103	117	570	1218	1418	1024	97689	19522	1514	3700	80110
死亡者数	3304	4		56	158	1	2		7		27	16	2479	61	2606	525			2	9	71	27	10779	1228	8	110	6803
	ベルギー	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	アルジェリア	オーストリア	スイス	クロアチア	ブラジル	ジョージア	パキスタン	北マケドニア	モリシア	ノルウェー	ルーマニア	デンマーク	エストニア	オランダ	サンマリノ	リトアニア	ナイジェリア
感染者数	10836	609	38309	4247	438	255	499	167	120	547	511	8536	14336	713	4256	91	1597	259	1156	4102	1815	2564	679	10866	224	460	111
死亡者数	431	36	2640	15	8		4		4	42	31	86	257	6	136		14	4	32	22	43	65	1	771	22	7	1
	アイスランド	アゼルバイジャン	ペルー	ニューシリアランド	メキシコ	カタール	ルクセンブルク	モナコ	エクアドル	アイルランド	チェコ	アルメニア	ドミニカ共和国	インドネシア	アンドラ	ポルトガル	ラトビア	セネガル	サウジアラビア	ヨルダン	アルゼンチン	チリ	ウクライナ	モロッコ	チュニジア	ハンガリー	リベリア
感染者数	1020	209	94	514	848	634	1950	43	1890	2615	2775	424	859	1285	334	5962	347	142	1299	259	745	2139	475	479	312	408	56
死亡者数	2	4		1	16	1	18		57	36	11	3	39	102	4	119			4	1	19	6	9	26	8	13	
	ポーランド	スロベニア	パレスチナ	ロシア(英領領土)	南アフリカ	ジャブワタル(英領)	ブータン	カメルーン	トーゴ	セルビア	スロバキア	バチカン	コロンビア	ペルー	コスタリカ	マルタ	パラグアイ	ハンガリー	モルドバ	ブルガリア	モルディブ	ブルネイ	キプロス	アルバニア	ブルキナファソ	マリ	モンゴル
感染者数	1862	730	108	329	1280	56	4	139	25	741	314	6	702	852	314	151	56	48	263	346	17	126	214	212	222	1	12
死亡者数	18	11	1	6	1			2		10			10	18	2		3	5	2	7		1	5	10	12		
	パナマ	ガリビア	ギニア	コンゴ民主共和国	ジャマイカ	トルコ	コートジボワール	ガイアナ	ガーナ	シエラレオネ	クイーンズランド(英領)	キューバ	トリニダード・トバゴ	スーダン	キニア	エチオピア	ケニア	グアテマラ	ベネズエラ	ガボン	ガーナ	アンゴラ	カザフスタン	ウルクアイ	アルバ	ナミビア	セーシェル
感染者数	901	81	110	65	32	9217	165	8	39	61	8	139	78	16	19	42	34	119	7	152	7	284	304	46	11	8	
死亡者数	14		1	6	1	131		1		1	1	3	3	1		1	1		1	5		1					
	セントルシア	ルワンダ	エスワティニ	キューバ	スリナム	モーリタニア	コンゴ	コンゴ共和国	中央アフリカ	クウェート	赤道ギニア	リベリア	タンザニア	ソマリア	ベナン	バハマ	モンテネグロ	バルバドス	キルギス	ザンビア	ジブチ	ガンビア	モーリシャス	フィジー	エルサルバドル	チャド	
感染者数	4	60	9	7	8	5	94	19	1	6	144	12	3	14	3	6	11	85	26	84	29	18	4	107	5	24	8
死亡者数				1			1				2							1				1	2				
	ニカラグア	モントセラト(英領)	マダガスカル	ハイチ	アンゴラ	ニジェール	バハマ	ジンバブエ	カーボベルデ	エリトリア	赤道ギニア	マン島(英領)	ウガンダ	ニューカレドニア	シリア	モザンビーク	グレナダ	ペリウ	バミューダ(英領)	ミャンマー	ドミニカ	ラオス	タウキ	ス・カイ	セントクリストファー・ネイビス	セントケルズ	リビア
感染者数	4	5	39	15	7	18	1	7	6	12	1	32	33	15	9	8	9	2	17	10	11	8	2	2	18	2	8
死亡者数	1					1		1	1																		

	アンギラ(英領)	バーミン	その他	計
感染者数	2	2	712	717544
死亡者数			10	33780

※1 うち232例は無症状病原体保有者(症状はないが、検査が陽性となった者)

※2 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は豪州の死亡者欄に計上。

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】

※令和2年3月30日18時時点

PCR検査陽性者数

PCR検査陽性時の 有症状・無症状の別

入退院等の状況

	PCR検査陽性者	PCR検査実施人数
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	1887 ^{※1} (+67)	30,088 (+3,481)
空港検疫	51 (+20)	1,580 (+50)
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	15	829
合計	1953 ^{※2} (+87)	32,497 (+3,531)

	有症状者	無症状者	症状有無確認中
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	1,466 (+46)	195 (+5)	226 (+16)
空港検疫	17 (+2)	34 (+18)	0
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	11	4	0
合計	1494 (+48)	233 (+23)	226 (+16)

	入院治療を要する者 ^(※3)	うち軽～中等症の者(無症状を含む)	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ^{※4}	うち確認中	うち入院待機中の者	症状有無確認中	退院した者	死亡者
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	1,423 (+65)	715 (+19)	59	410 (+25)	13	226 (+16)	408	56 (+2)
空港検疫	50 (+20)	50 (+20)	0	0	0	0	1	0
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	0	0	0	0	0	0	15	0
合計	1473 (+85)	765 (+39)	59	410 (+25)	13	226 (+16)	424	56 (+2)

※1 うち日本国籍の者1052(+20)人(これ以外に国籍確認中の者がいる)

※2 うち海外移入が疑われる事例が275(+3)例

※3 3月28日18時時点資料から「症状有無確認中」の人数が内数となった。

※4 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は38名

【上陸前事例】 ※括弧内は前日からの変化

※令和2年3月30日18時時点

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状 病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ※8	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ^{※5}	712 ^{※6} 【331】	619 ^{※7}	11	10 ^{※9}

※5 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人 ※6 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。

国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。※7 退院等している者619名のうち有症状340名、無症状279名。チャーター便で帰国した者を除く。

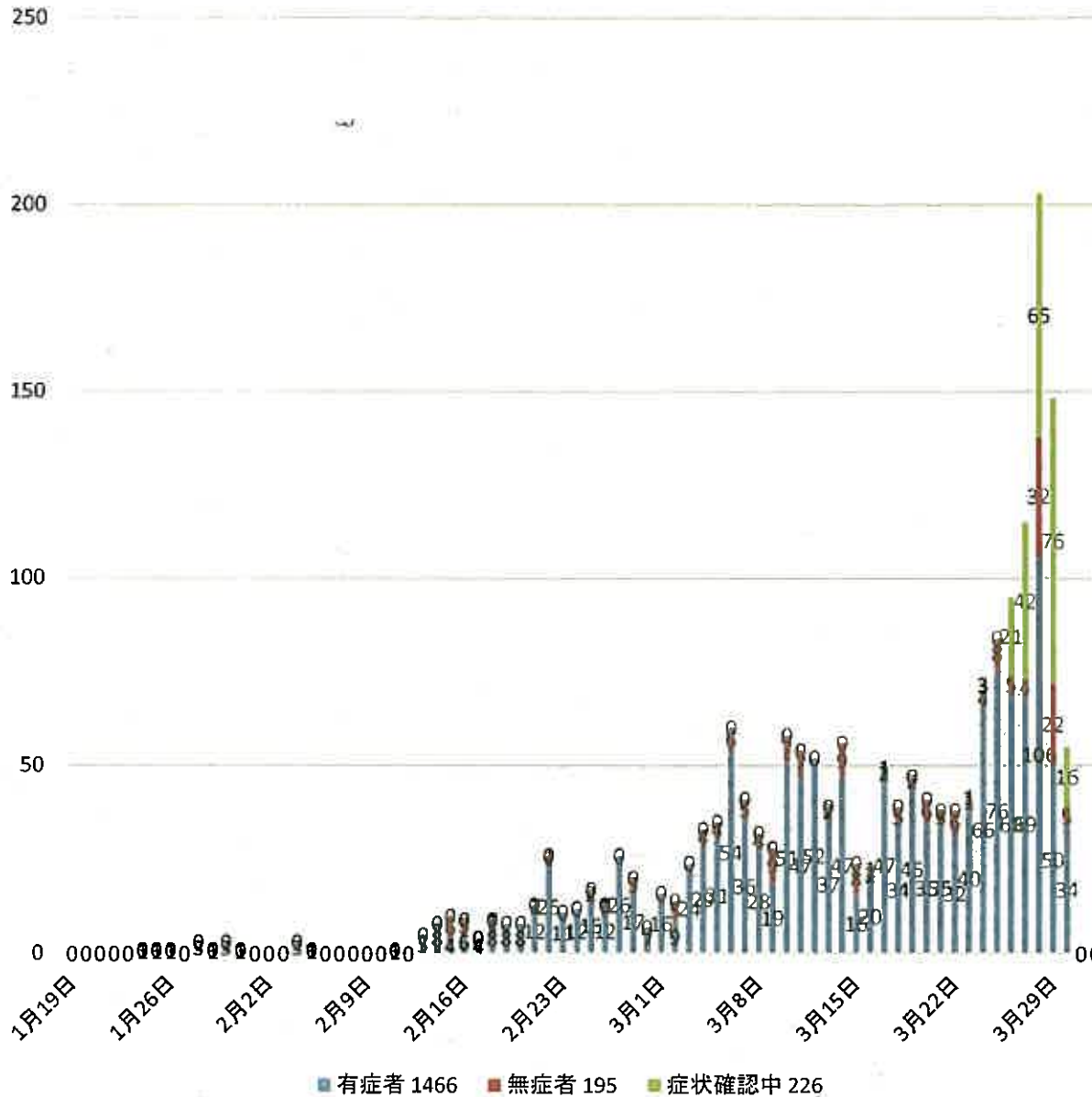
※8 29名が重症から軽～中等症へ改善(うち19名は退院) ※9 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

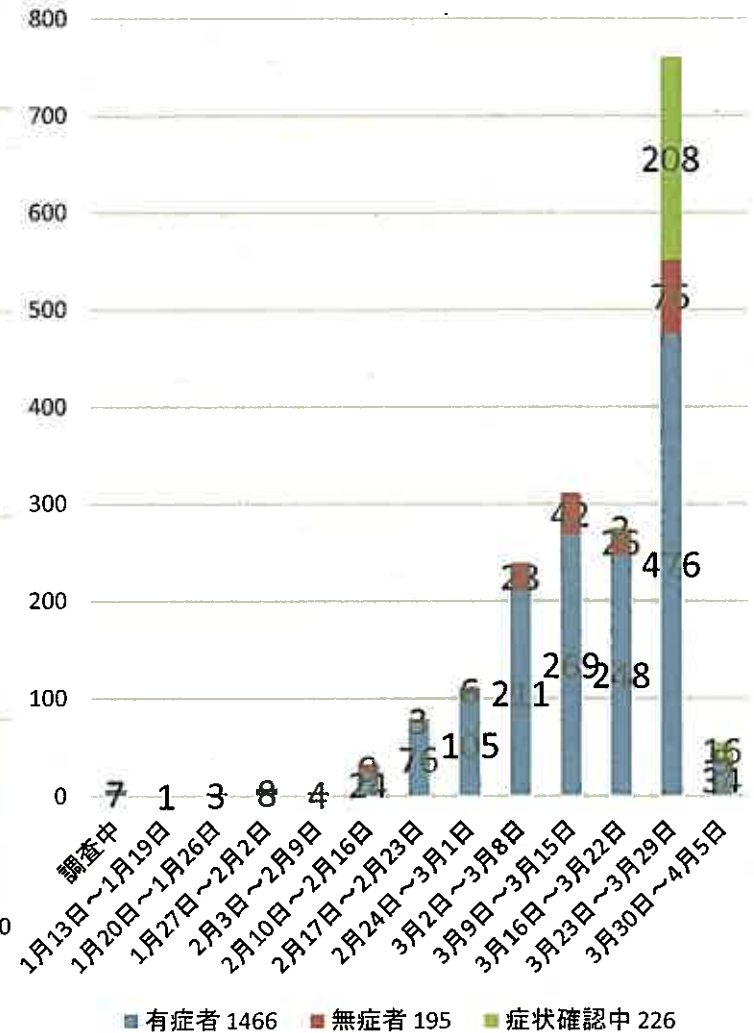
(令和2年3月30日18時時点)

【註1】チャーター機、クルーズ船案件は除く
【註2】医療機関からの届出情報との突合前

確定日別人数



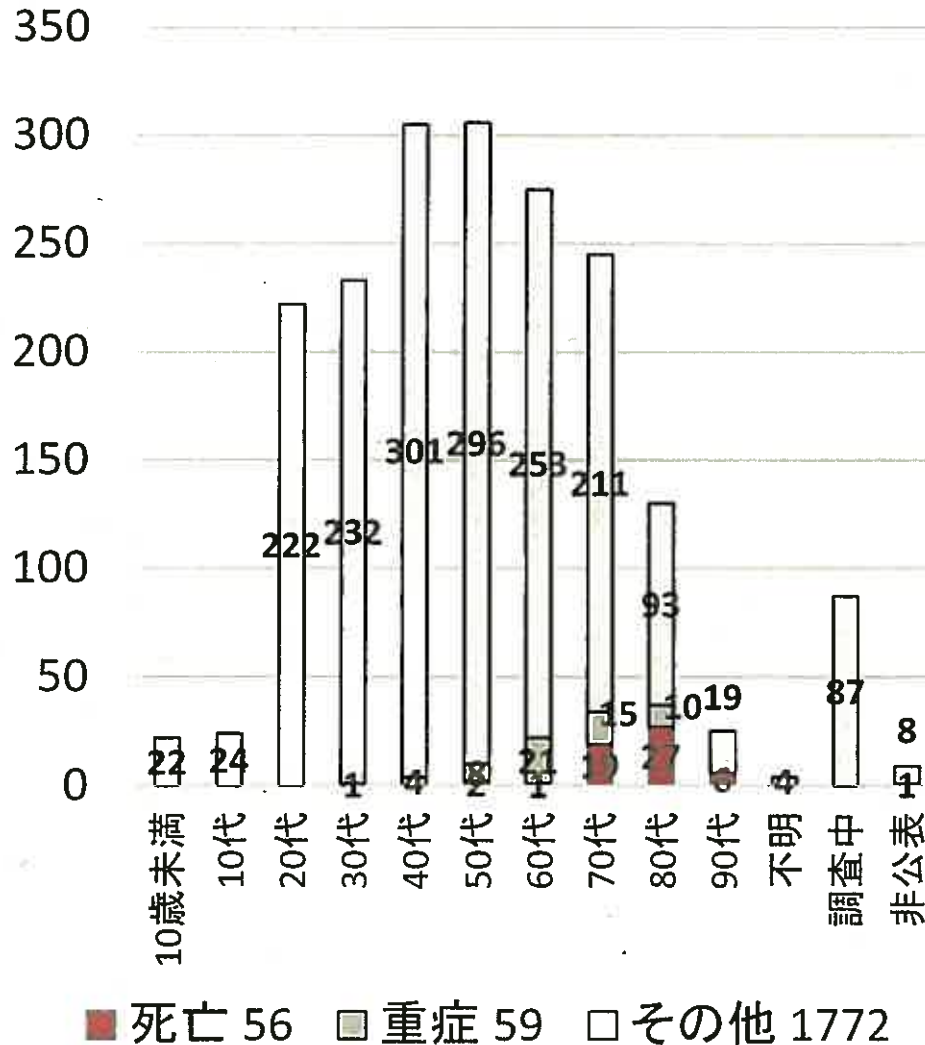
確定週別人数



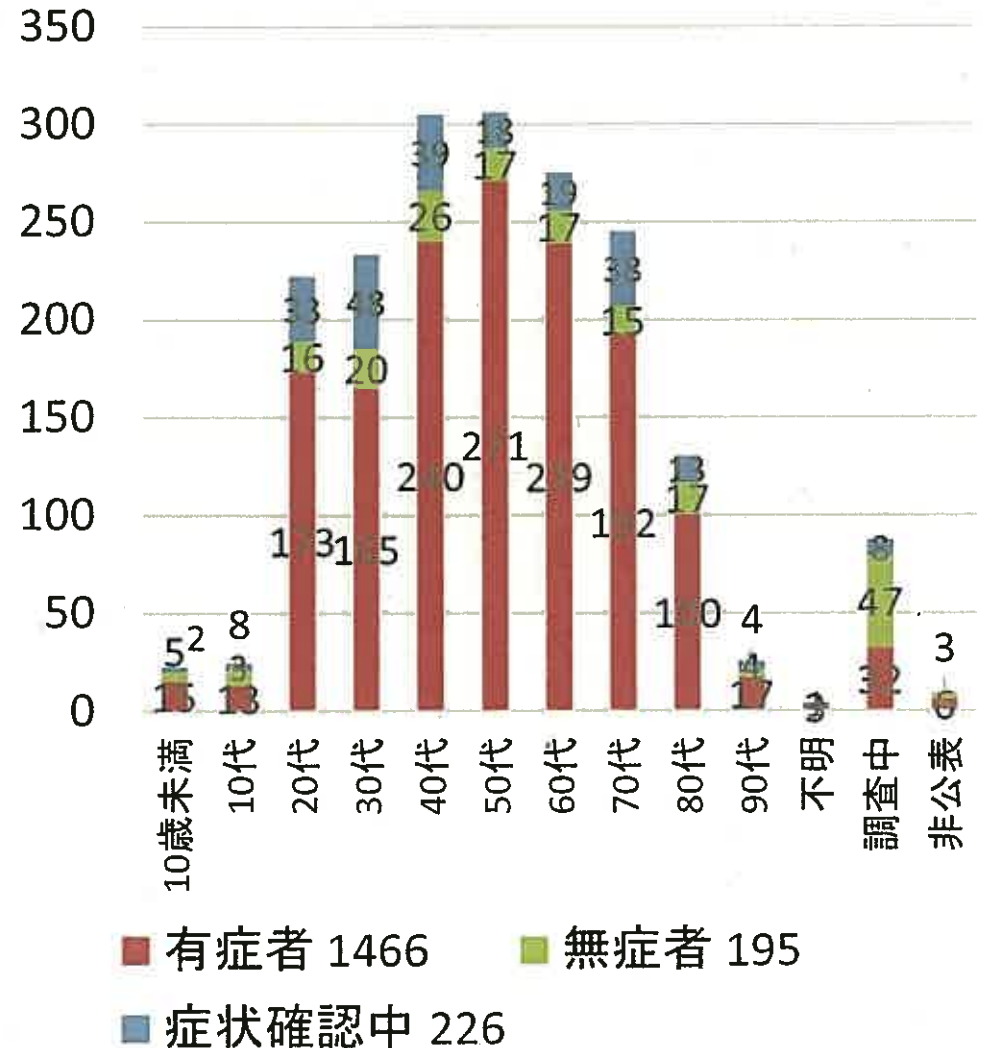
新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年3月30日18時時点

年齢階級別陽性者数



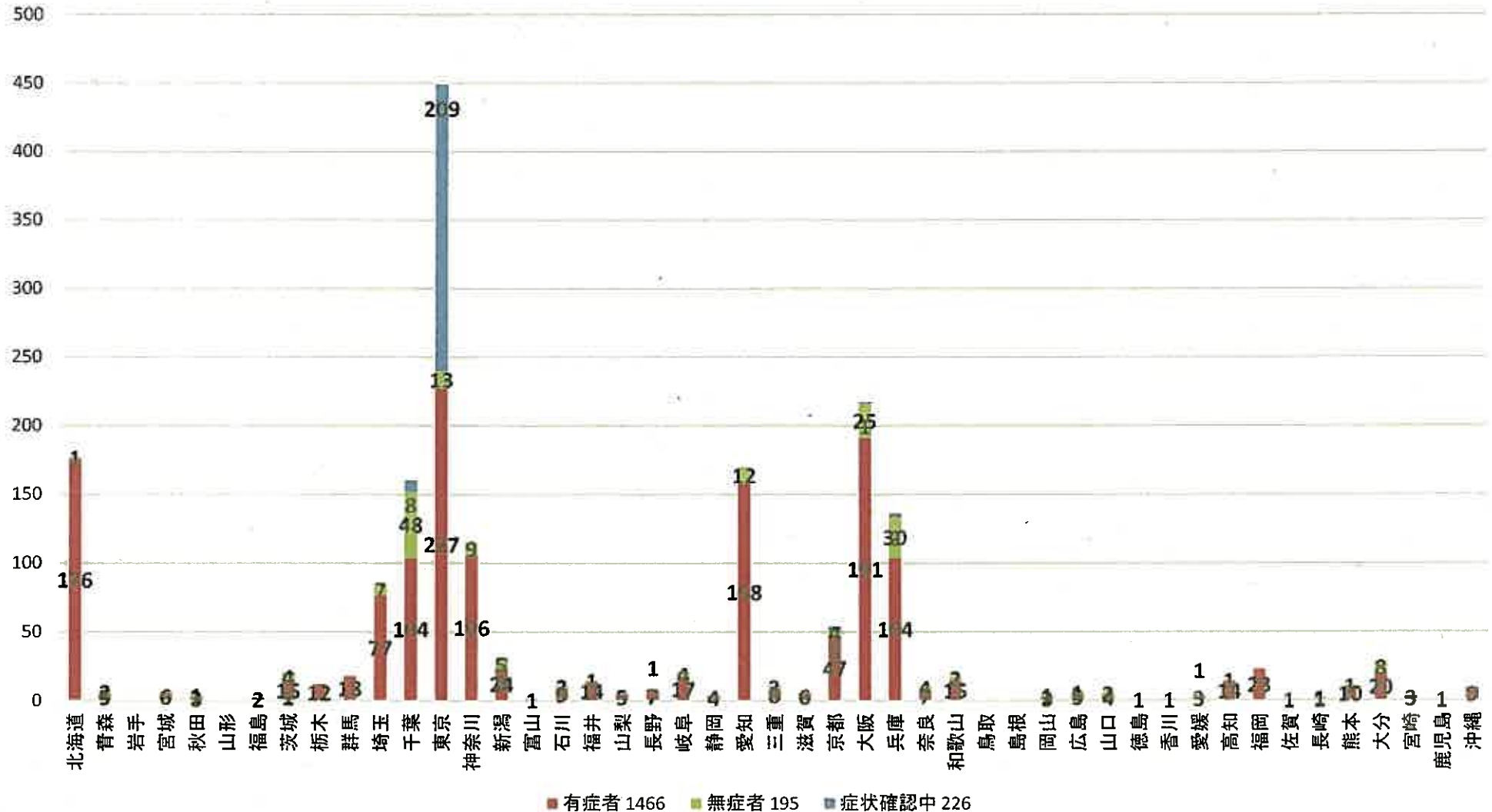
年齢階級別陽性者数



新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年3月30日18時時点

都道府県別人数



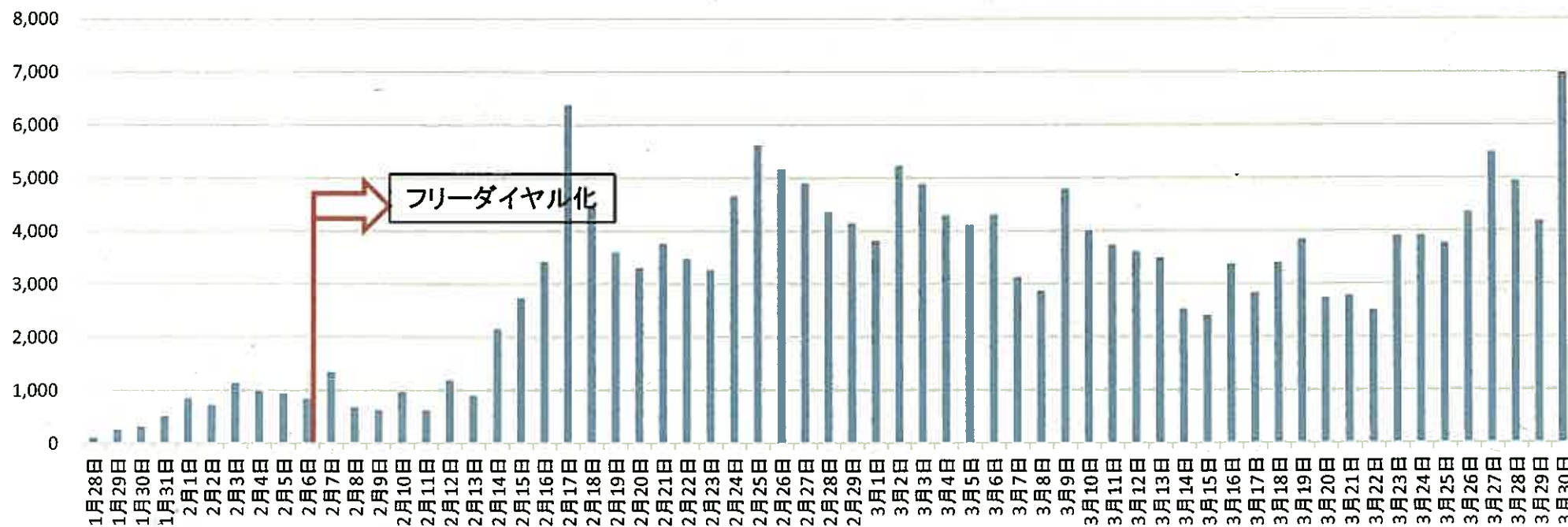
新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口 (コールセンター)の対応状況等について

	相談を受けた件数		
	コールセンター	FAX	メール
3月24日(火)	3,909件	0件	3件
3月25日(水)	3,761件	3件	5件
3月26日(木)	4,342件	0件	5件
3月27日(金)	5,479件	1件	5件
3月28日(土)	4,937件	1件	7件
3月29日(日)	4,182件	2件	9件
3月30日(月)	6,973件	1件	8件

＜これまでの主な相談内容(例)＞

- 現在の症状に対する不安
- 予防法、消毒、対処法等医療に関する一般的事項
- 政府の対策についてのご意見
- 渡航に関する相談
- 国内発症例の詳細な行動履歴について
- その他

相談件数



新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

3/30(月)
17時時点

	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来等	(参考)一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目安 ※保健所件数:472件(H31.4.1)	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数:335(H30.4.1)	なし ※一般電話相談窓口は医療機関の紹介を行わないため、地域ごとに設置する必要がなく、各自治体が必要な回線数を設置できていればよい。
設置件数	47都道府県、527施設 で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、前日比±0施設	47都道府県、1,066施設 で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、前日比+3施設 ※2/21に全二次医療圏での設置を確認	47都道府県で設置済
対応件数	相談件数は全国で 291,383件 (2/3~3/29) ※前日比3,287件増加 ※3/25より、集計対象を「何らかの身体的症状を有する者等からの相談対応件数」と明確化している。	帰国者・接触者外来の受診者数は全国で 15,124件 (2/1~3/29) ※前日比292件増加	東京都:8,712件(1/29~2/27) (2/26:428件、2/27:414件) 大阪府:5,174件(1/29~2/27) (2/26:263件、2/27:215件) 宮城県:2,272件(2/4~2/27) (2/26:213件、2/27:242件) 岡山県:1,067件(2/4~2/27) (2/26:126件、2/27:164件) ※報告対象ではないため、専用ダイヤルを設置したいいくつかの都道府県へ聞き取り調査を実施。
その他	・保健所のほか、県庁や市役所の感染症対策担当課に設置している都道府県もある。 ・全都道府県が24時間土日も対応可能である(各ホームページ上でも公表)。 ・2/27に相談件数の増加が著しい27都道府県に電話回線の状況を聴取したが、特段輻輳は生じていない。	・1,066施設のうち感染症指定医療機関は412施設。	・専用回線を設置している都道府県は神奈川県含め22都道府県。 ・都道府県とは別に一般電話相談窓口を設置している市区町村もある。

新型コロナウイルスに係るPCR検査の体制について

最大能力の合計 1日9,000件以上(下記の合計=9,342件)

1. 国の機関：1,182件
 - ①国立感染症研究所 400件
(※特別体制を敷いた場合)
 - ②検疫所 782件
2. 地方衛生研究所・保健所 計約4,352件
3. 民間検査会社 計約2,724件
4. 大学 計817件
5. 医療機関 計267件

新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施件数について

民間検査会社・大学の検査が可能となった2月18日から、3月29日までの検査実施件数については、計52,179件

(内訳)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 国の機関 | 5,534件 |
| ①国立感染症研究所 | 3,162件 |
| ②検疫所 | 2,372件 |
| 2. 地方衛生研究所・保健所 | 43,133件 |
| 3. 民間検査会社 | 2,387件 |
| 4. 大学 | 1,951件 |
| 5. 医療機関 | 1,114件 |

国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況（2月18日以降、結果判明日ベース）

（3月29日時点）

	2/18(火)	2/19(水)	2/20(木)	2/21(金)	2/22(土)	2/23(日)	2/24(月)	2/25(火)	2/26(水)	2/27(木)	2/28(金)	2/29(土)	3/1(日)	3/2(月)	3/3(火)	3/4(水)	3/5(木)
1. 国立感染症研究所	472	15	20	261	341	53	22	195	267	237	53	10	0	125	20	71	83
2. 検疫所 ^{*1}	75	68	15	188	127	72	103	38	19	61	79	86	22	24	27	12	11
3. 地方衛生研究所・保健所 ^{*1}	377	616	640	922	680	534	371	699	940	994	1,258	815	497	1,068	1,667	1,413	1,463
4. 民間検査会社 ^{*2}	0	0	0	132	2	0	17	0	149	0	102	0	116	15	11	7	5
5. 大学 ^{*3*4}	79	0	0	108	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 医療機関 ^{*4}																	
計	1,003	699	675	1,611	1,169	659	513	932	1,375	1,292	1,492	911	635	1,232	1,725	1,503	1,562

→保険適用開始

	3/6(金)	3/7(土)	3/8(日)	3/9(月)	3/10(火)	3/11(水)	3/12(木)	3/13(金)	3/14(土)	3/15(日)	3/16(月)	3/17(火)	3/18(水)	3/19(木)	3/20(金)	3/21(土)	3/22(日)
1. 国立感染症研究所	107	18	0	0	8	69	86	4	153	12	25	35	16	22	0	0	4
2. 検疫所 ^{*1}	35	13	10	27	57	45	128	187	238	59	65	14	59	31	51	40	83
3. 地方衛生研究所・保健所 ^{*1}	1,534	1,413	519	1,011	1,668	1,463	1,369	1,106	1,058	425	815	1,501	1,406	1,413	1,175	604	629
4. 民間検査会社 ^{*2}	5 0	11 1	2 0	4 4	97 18	81 70	28 26	34 27	53 45	0 0	33 33	62 49	93 89	83 77	28 24	121 120	0 0
5. 大学 ^{*3*4}	57 21	16 6	7 4	88 37	61 25	14 10	69 40	66 24	55 22	3 0	71 40	61 32	80 46	81 44	94 3	28 20	42 22
6. 医療機関 ^{*4}	67 7	44 4	7 4	43 17	60 20	69 21	58 23	91 13	50 4	104 5	43 17	43 19	32 17	55 18	16 14	12 6	18 13
計	1,805 28	1,515 11	545 8	1,173 58	1,951 63	1,741 101	1,738 89	1,488 64	1,607 71	603 5	1,052 90	1,716 100	1,686 152	1,685 139	1,364 41	805 146	776 35

(単位：件)

	3/23(月)	3/24(火)	3/25(水)	3/26(木)	3/27(金)	3/28(土)	3/29(日)	最大能力	計	3/6以降の計
1. 国立感染症研究所	0	2	0	0	30	0	326	400	3,162	917
2. 検疫所 ^{*1}	20	47	29	17	12	16	62	782	2,372	1,345
3. 地方衛生研究所・保健所 ^{*1}	935	1,704	1,373	1,616	1,038	1,205	1,199	4,352	43,133	26,980
4. 民間検査会社 ^{*2}	34 32	80 61	142 139	141 131	191 180	272 261	236 3	2,724	2,387 1,390	1,831 1,390
5. 大学 ^{*3*4}	102 49	95 39	101 46	143 42	158 56	159 22	94 9	817	1,951 659	1,745 659
6. 医療機関 ^{*4}	28 16	50 34	49 27	58 36	55 37	39 18	23 17	267	1,114 407	1,114 407
計	1,119 97	1,978 134	1,694 212	1,975 209	1,484 273	1,691 301	1,940 29	9,342	52,179 2,427	33,191 2,427

斜体はうち保険適用分*

* 4. 民間検査会社分の斜体は、医療機関からの受託分のため全て保険適用分としている。

暫定値（3月30日までに自治体等から回答があった数の合計であり、順次アップデートされるため、数値が変動する；3月30日集計）

- ※1 各検疫所・各研究所の検査数の内訳は公開しないことを前提に報告を依頼しているため、公表することは不適当
- ※2 各社とも公開していないため、厚生労働省として公表することは不適当
- ※3 各大学の検査数は公開しない前提で報告されている
- ※4 大学・医療機関は「新型コロナウイルスPCR検査に係る説明会(2/28実施)」時のアンケート調査等を基に集計したものであり、今後の実績調査により随時更新

新型コロナウイルス感染症の現状

令和2年3月31日午前7時現在

外務省

3月31日午前7時時点の感染者数は763,000人以上。【更新中】

※日時は日本時間

累積 感染者数	(死亡者数)	前日比		備考 (治癒者数)(前日比)
		感染者数	死亡者数	

米	159,939人	(2,936人)	+20,810人	+508人	
イタリア	101,739人	(11,591人)	+4,050人	+812人	(14,620人) (+1,590人)
スペイン	85,195人	(7,340人)	+6,398人	+812人	(16,780人) (+2,071人)
中国	81,470人	(3,304人)	+31人	+4人	(75,770人) (+322人)

うち、レベル3発出地域：湖北省：67,801人(+0人)，浙江省温州市：504人(+0人)

(注) 中国は、「感染者数」に無症状感染者を含めていない。

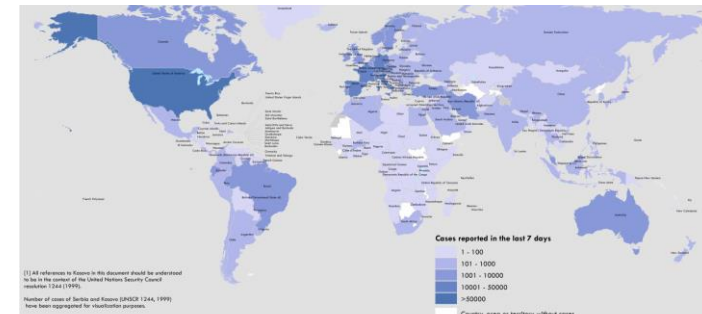
独	57,298人	(455人)	+4,751人	+66人	
仏	44,550人	(3,024人)	+4,376人	+418人	
イラン	41,495人	(2,757人)	+3,186人	+117人	(13,911人) (+1,520人)
英	22,141人	(1,408人)	+2,619人	+180人	
スイス	15,323人	(295人)	+1,134人	+38人	
ベルギー	11,899人	(513人)	+1,063人	+82人	
オランダ	11,750人	(864人)	+884人	+93人	
トルコ	10,827人	(168人)	+1,610人	+37人	
韓国	9,661人	(158人)	+78人	+6人	(5,228人) (+195人)

うち、レベル3発出の大邱(テグ)広域市及び慶尚北道一部：7,653人(+20人)

オーストリア	9,377人	(108人)	+841人	+22人	
ポルトガル	6,408人	(140人)	+446人	+21人	
カナダ	6,304人	(66人)	+77人	+5人	
ブラジル	4,579人	(159人)	+323人	+23人	
イスラエル	4,347人	(16人)	+482人	+1人	
豪州	4,245人	(18人)	+279人	+2人	
ノルウェー	4,226人	(26人)	+124人	+4人	
スウェーデン	4,028人	(146人)	+328人	+36人	
アイルランド	2,910人	(54人)	+295人	+8人	

その他(国際船舶でのケース)

712人	11人	+0人	+1人	
------	-----	-----	-----	--

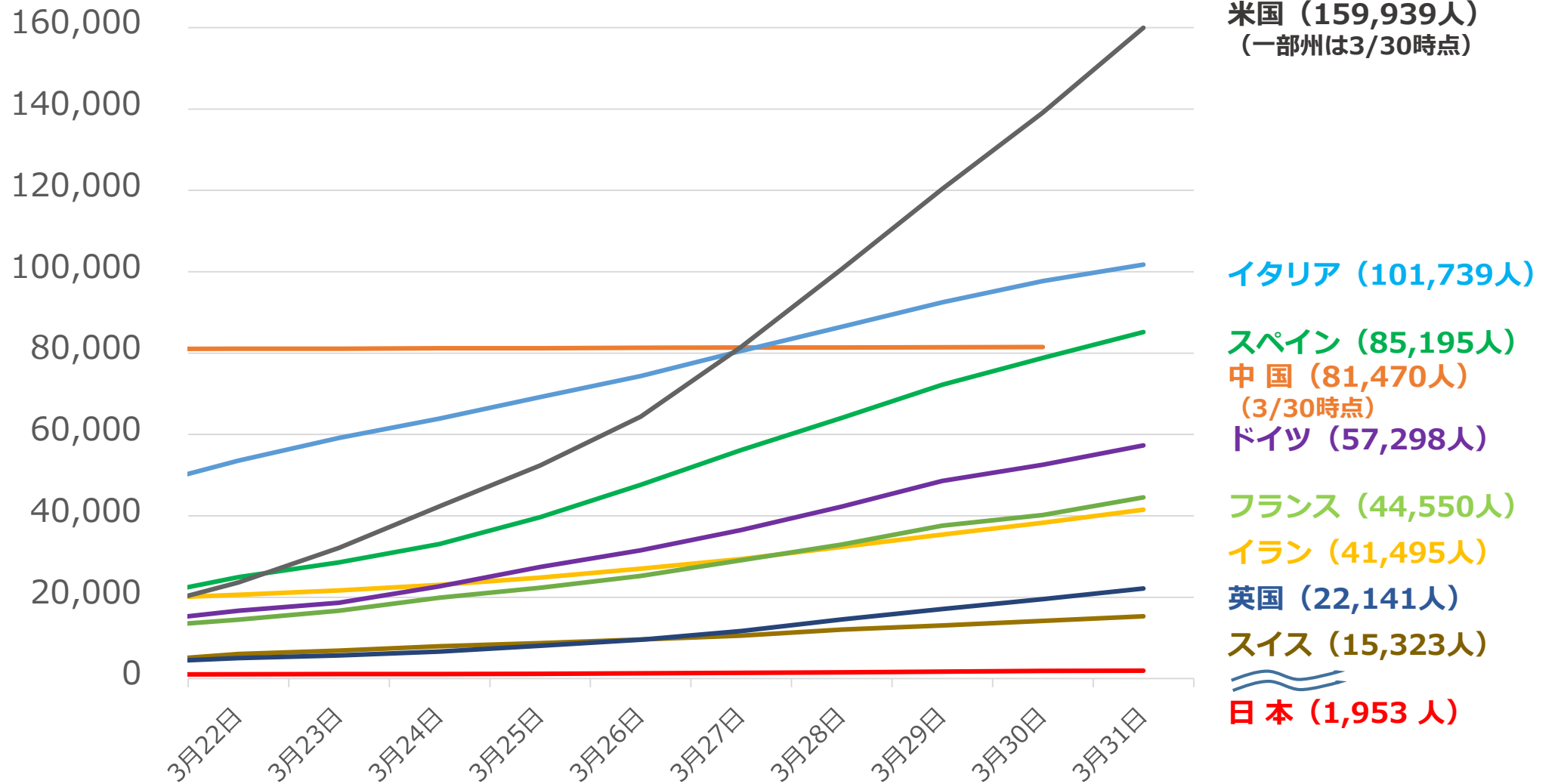


	累積 感染者数	(死亡者数)	前日比	
			感染者数	死亡者数
チエコ	2,878人	(17人)	+189人	+4人
デンマーク	2,755人	(77人)	+191人	+5人
マレーシア	2,626人	(37人)	+156人	+3人
チリ	2,449人	(8人)	+310人	+1人
ポーランド	2,055人	(31人)	+193人	+9人
ルクセンブルク	1,988人	(22人)	+38人	+1人
エクアドル	1,962人	(60人)	+38人	+2人
日本	1,953人	(56人)	+87人	+2人
ルーマニア	1,952人	(46人)	+192人	+6人
ロシア	1,819人	(9人)	+302人	+1人
パキスタン	1,690人	(18人)	+119人	+4人
インド	1,251人	(32人)	+227人	+5人

国別感染者数の推移 (累積) ①

(上位9か国及び日本)

出典：各国政府発表
(米国は各州発表)

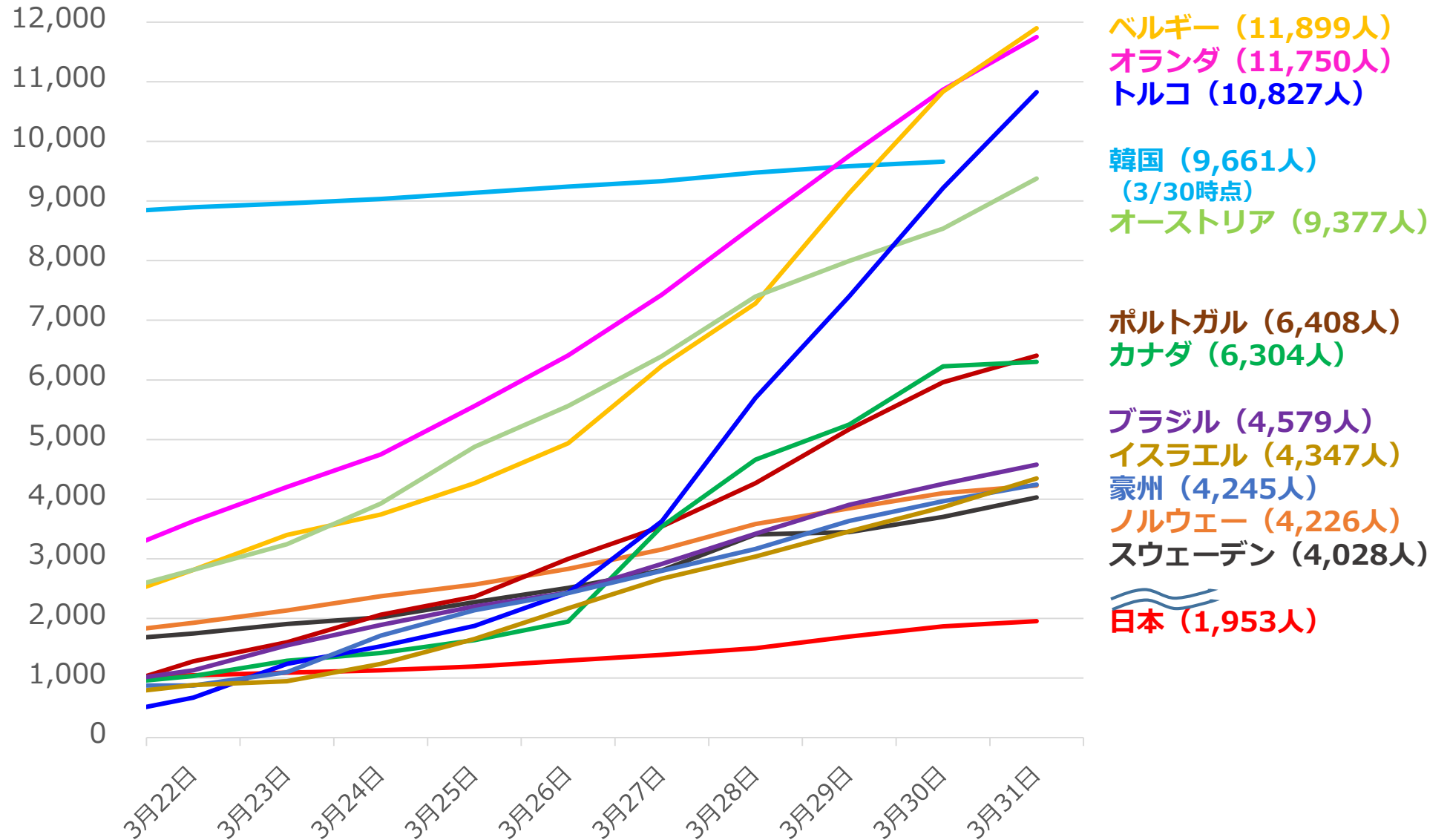


(注) 中国は、「感染者数」に無症状感染者を含めていない。

国別感染者数の推移（累積）②

（上位10～21位及び日本）

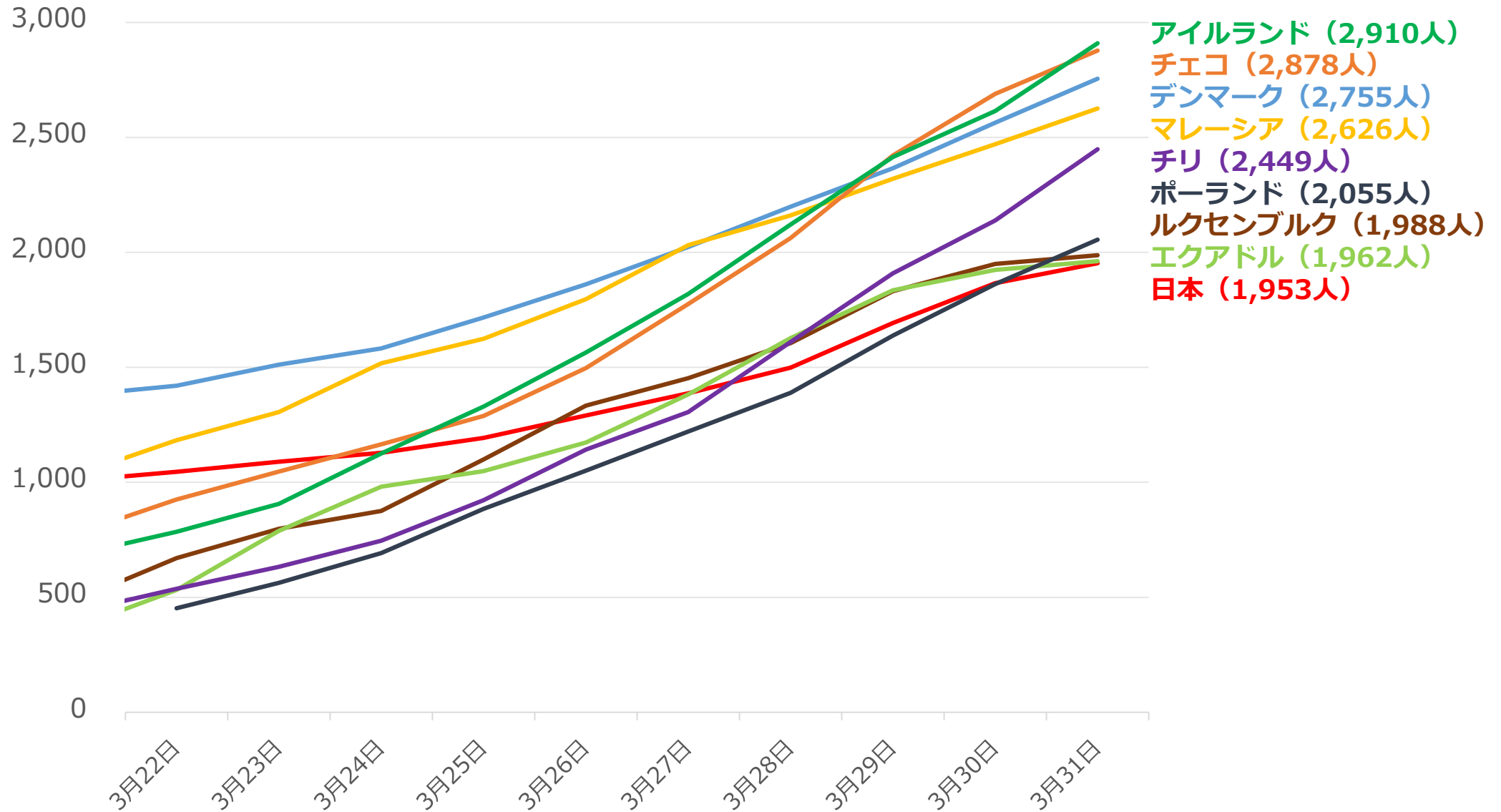
出典：各国政府発表



国別感染者数の推移（累積）③

（日本を含む上位22～30位）

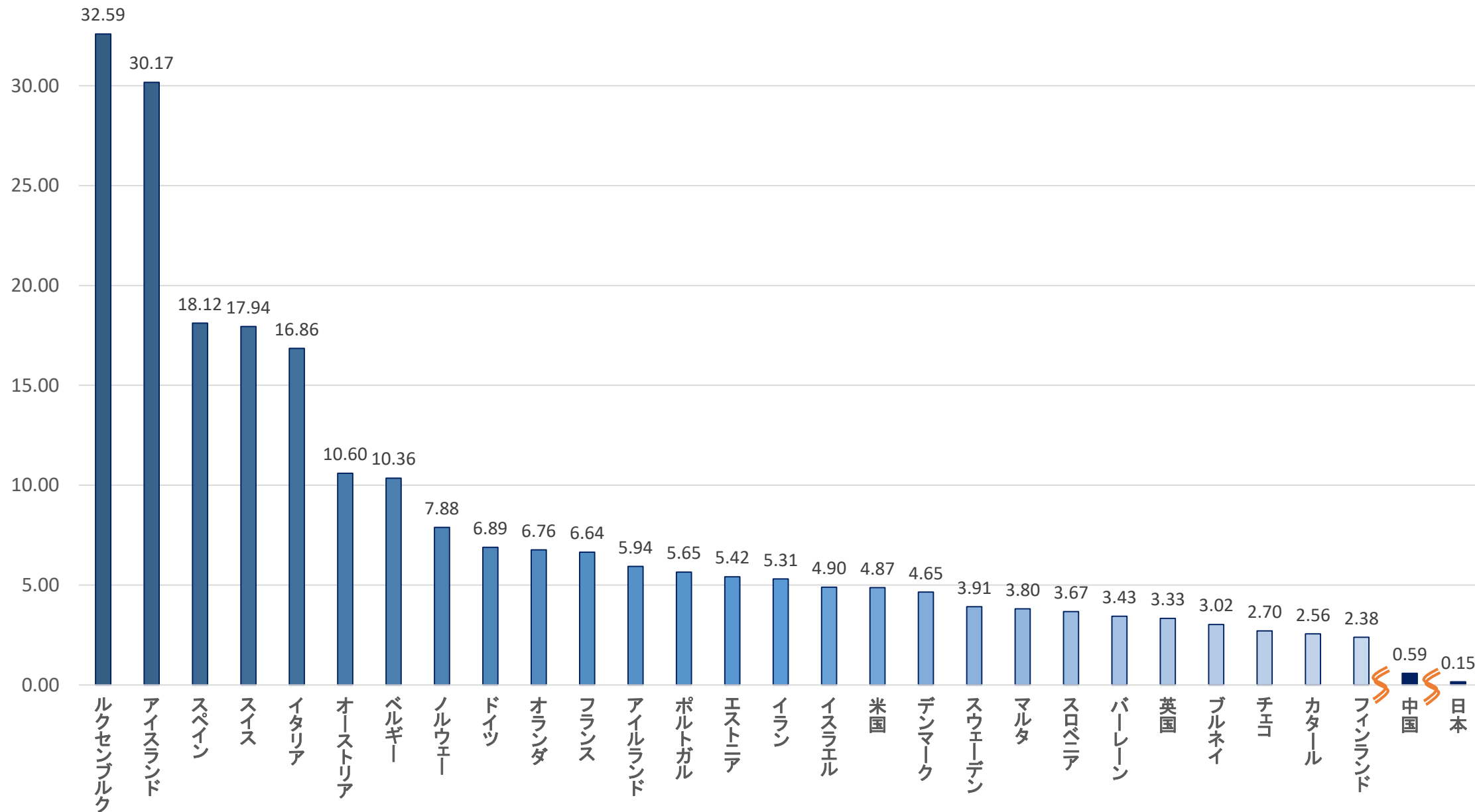
出典：各国政府発表



1万人当たりの感染者数

(人口10万人以上の国・地域の上位及び日本・中国)

出典：各国政府発表及び外務省HP



(注) 中国は、「感染者数」に無症状感染者を含めていない。

新型コロナウイルス
(日本からの渡航者・日本人に対する
各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)

令和2年3月31日

(6時更新)

外務省

○3月31日6時まで外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置については以下1及び2のとおりです。

注1：入国制限措置と入国後の行動制限措置の双方の措置をとっている国・地域があります。

注2：入国後の行動制限については、国籍を問わず全渡航者を対象にしている措置、発熱などの具体的な症状が無くともとられる措置や、自主的な対応を求めるものも含まれています。

○本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もあります。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

○現地滞在中に本件に関し何らかの問題等に遭遇した場合は、現地の最寄りの在外公館に相談してください。

○中国の入国制限及び入国後の行動制限の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。

○各国国内では、ここに掲載されていない様々な行動制限措置がとられています。既に各国に滞在されている方々は、各在外公館ホームページ、各在外公館から届くお知らせ等を随時確認し、最新の情報を入手してください。

(注) 本資料は地域を含むことから、一部、「入国」を「入境」と読み替えています。

1 感染者確認国(注：日本を含む。)からの入国制限が行われている国・地域(180か国/地域)

(1) アイスランド

3月20日から4月17日まで、欧州経済領域(E E A)市民、欧州自由貿易連合(E F T A)市民及び英国国民以外の外国人の入国を制限する。ただし、居住権を有する邦人等は対象外。

(2) アゼルバイジャン

3月13日から45日間、全外国人に対し、電子査証および空港到着時の査証発給を停止する。渡航者は大使館・総領事館で査証を申請する

必要がある。感染が確認されている国（注：日本を含む。）の国民は、査証申請時に医療証明書を提出する必要がある。

(3) アラブ首長国連邦

全ての外国籍者の入国を一時停止する。3月25日から2週間（期間は見直される可能性がある。）、乗り継ぎ便も含め全ての商用旅客機便を停止する（貨物便等は運航可）。

(4) アルジェリア

3月17日から、全ての航空便及び船便（いずれも貨物便を除く）を停止し、全ての陸路国境を閉鎖する。

(5) アルゼンチン

全ての者（居住者を含む）の入国を3月31日まで禁止する。（なお、感染国（日本、中国、韓国、イラン、米国、英国、EU加盟国及びシェンゲン協定域内国）に過去14日間に滞在した非居住外国人の入国は、3月14日から30日間禁止する。）

(6) アルバニア

全ての航空便の運航を当面の間（3月28日現在4月8日までの予定）停止する。

(7) アルメニア

3月16日から4月14日の間、感染の拡大している国・地域（注：日本を含む。）に過去14日間に滞在していた外国籍者の入国は禁止される。

(8) アンゴラ

4月11日までの間、極めて高い緊急性・必要性が認められる場合を除き、あらゆる手段での出入国を停止する。

(9) アンティグア・バーブーダ

日本、中国、イタリア、イラン、韓国、シンガポール、フランス及びドイツに過去28日以内に渡航した外国人（乗客、乗員を含む。）の入国を拒否する。

3月27日0時から2週間、北米及び欧州から出発する商用機の受け入れを停止する。（北米及び欧州から出発する商用機は、自国民の帰還目的に限り、乗り入れを認める。また、カリブ域内のL I A T航空、貨物機、私用機の離発着は認める。）

(10) イエメン

3月17日から14日間、イエメン国内の全ての空港における航空機の離発着を停止する。3月17日から陸上国境を閉鎖する。

(11) イスラエル

3月18日から、全ての外国人の入国を原則禁止する。

(12) イラク

3月17日から4月11日までの期間、航空便の運航を停止する。

(13) インド

3月22日から4月14日まで、国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止する。インド入国前の全ての外国籍者に対して発給されてきた査証は、3月13日から4月15日の間、効力停止となる（外交・公用査証、国際機関への査証、就労査証、プロジェクト査証以外）。なお、やむを得ない理由でインドへの渡航が必要な者については、最寄りのインド大使館／総領事館で新規の査証の申請を行う必要がある。

また、2月27日以降、日本及び韓国国籍者への到着査証サービスは停止する。加えて、シッキム州については3月5日から、アルナチャル・プラデシュ州については3月6日から、ナガランド州については3月16日から、それぞれ外国人への入域許可証の発給が停止となる。

(14) インドネシア

全ての国からの訪問者に対し、短期滞在の査証免除、到着査証（VOA）、外交・公用査証免除を1か月間停止する（注：日本を含む査証免除が適用されている全ての国が対象。）。したがって、インドネシアを訪問する全ての外国人は、在外公館において目的別の査証を取得をすることが必要となる。また、査証申請に当たり、医療当局発行の「健康証明書」を提出することが義務付けられる。

(15) ウガンダ

3月23日から、旅客機はウガンダへの発着を許可されない（貨物機を除く）。また、陸路での出入国を禁止する。

(16) ウクライナ

3月16日から4月24日まで、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。ウクライナ発着の国際航空便及びバス・鉄道等国际路線につき、3月17日からは全定期便、3月28日からは全旅客便の発着を停止する。また、3月14日から、全ての査証発給を停止する。

(17) ウズベキスタン

3月16日から、他国との全航空便の停止、国境自動車道の閉鎖を含む全ての国境の閉鎖措置及び出入国の停止措置をとる。ただし、ウズベキスタンに既に滞在する外国人（日本人を含む。）の出国は例外的に認める。

(18) ウルグアイ

3月25日から、原則として自国民及び居住する外国人以外の入国を禁止する。

(19) エクアドル

3月16日から外国人の入国を禁止する。

(20) エジプト

3月19日正午から4月15日まで、全てのエジプト行きの航空便の運航を停止する。ただし、（乗客なしで到着する）定期便等により帰国を希望する者は19日以降も帰国可能。

(21) エストニア

3月17日から滞在許可保有者、エストニアに在住する家族を有する外国人及び国際軍事協力に従事する外国人を除く全ての外国人の入国を禁止する（症状がない場合は、トランジットのみ可能）。

(22) エスワティニ

3月27日から20日間、貨物、エスワティニ市民及び永住者以外の入国を許可しない。

(23) エチオピア

陸路による出入国を禁止する（必要物資の輸入を除く。）。

(24) エリトリア

3月26日から2週間、エリトリアに発着する全ての国際線の運航を停止する。

(25) エルサルバドル

エルサルバドル在住の外国人及びエルサルバドルを接受国とする外交団を除く外国人の入国を禁止する。現地時間3月18日0時から15日間、貨物便及び人道的任務の受入れを除き、空港を閉鎖する。

(26) オーストラリア（豪州）

豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住のニュージーランド人を除き、全ての者の入国を禁止する（トランジットも同様に原則不可。）。

(27) オーストリア

3月20日0時から4月10日までの間、以下の措置を実施する。

- ① オーストリア国籍所有者及び在留権またはD査証を所有する外国人は入国後、14日間の自主的な自宅隔離に承諾する書類に署名することを義務付ける。
- ② 上記①に該当しないEU等域外民（第3国国籍者）のシェンゲン域外からの空路での入国を拒否する（ただし、外交団、国際機関職員とその家族、人道支援・介護・保健に携わる者、トランジットの乗客、貨物輸送人員は除く。）。
- ③ 上記①及び②に該当しないその他の外国人は、4日以内に発行された、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する医師の診断書を提示すれば入国できる。提示できない場合、即座に帰国することが手配されない限り、専門の宿泊施設に14日間隔離される。隔離期間中はこの施設を出ることは許されない。

(28) オマーン

全ての外国人の入国を禁止する。3月29日から、全ての空港における航空機の離発着を停止する（貨物便等を除く）。

(29) オランダ

3月19日18時から、EU市民(英国国民を含む)及びその家族等、滞在にかかる権利が加盟国の国内法に基づいている第三国国民等を除き、入国を禁止する。

①長期滞在査証(仮滞在許可(MVV)を含む)の保有者、②重要な機能又は必要性を有する者(医療従事者、越境労働者、外交官、国際機関及び人道支援機関職員、自身の家族を訪問する重要な理由を有する人々、乗り継ぎ客、国際的保護の必要性のある人々、人道的見地から認められる人々等。)については、この措置の適用外とする。

(30) ガーナ

3月22日0時から2週間、陸空海全ての国境を閉鎖する(ただし、貨物の移動は除く)。

(31) カーボベルデ

3月18日から3週間、全ての商用航空便及び船便の運航を停止する。

(32) ガイアナ

現地時間3月19日午前0時から14日間、ガイアナの国際空港(Cheddi Jagan 国際空港と Eugene Correia 空港)での国際便の受入れを停止する。出国便は引き続き運航し、貨物便、救急ヘリ等は離発着可能とする。

(33) カザフスタン

3月16日から4月15日まで、出入国を禁止する。ただし、既に滞在している外国人は出国を許可するほか、カザフスタン人の家族である外国人、在留許可を有する外国人等は出入国を許可する。

(34) カタール

3月16日から14日間、外国人に対して、カタールを最終目的地としたフライトへの搭乗を不可とする(注:期間については延長の可能性あり。トランジット、貨物便を除く。)

(35) カナダ

外国人の入国を禁止する(空路・海路につき6月30日まで。乗務員、カナダ市民及び永住者の配偶者、外交官等は除く。)。また、新型コロナウイルスの症状のある者については入国を禁止する。ただし、感染症状のある自国民及び永住権保持者の陸路及び海路での入国は許可する(空路は不可。飛行機搭乗前に健康診断を実施する。)

(36) ガボン

3月20日から、陸・海・空全ての国境を閉鎖する(貨物船は除く)。

(37) カメルーン

3月18日から15日間(必要に応じて更新)、貨物便を除き、陸海空全ての国境を閉鎖する。

(38) 韓国

3月9日から、日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止する。

(39) ガンビア

3月23日0時から21日間、医療貨物便を除く全ての航空運航便を停止し、セネガルとの国境を閉鎖する。

(40) カンボジア

3月31日から、全渡航者に対し、観光査証、e-visa 及び到着査証の発給を1か月間停止する。入国を希望する全渡航者は、海外のカンボジア大使館・総領事館等で、事前に査証を取得しなくてはならない。また、カンボジアに向けた渡航の72時間前以内に日本の保健当局から発行された、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書、及び補償額が5万米ドル以上の保険証書を提示しなくてはならない。

(41) 北マケドニア

3月16日から、北マケドニアの全ての国境を閉鎖する（自国民、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者は通行可能）。3月18日から、スコピエ国際空港を閉鎖する。

(42) ギニア

3月22日から30日間、全ての商用便の発着を停止する。また、3月27日から30日間、陸路国境を封鎖し、商用トラック以外の出入国を禁止する。

(43) ギニアビサウ

3月18日から当面の間、全ての航空便を停止し、国境を閉鎖する。

(44) キプロス

3月15日から15日間、合法的な居住者、居住許可を有する就労者及び留学生以外の者について、国籍に関係なく入国を禁止する。3月21日以降、到着できるフライトをキプロス政府が手配する帰国用チャーター機のみ限定する。また、このフライトに搭乗できる者は、キプロス国民又は既に合法的に滞在中の外国人の中で、健康上の理由で海外に旅行した者及び同伴者、専門的あるいは職業的な短期の旅行者等に限定される。これらの者は搭乗にあたり、キプロス在外公館が発行する証明書を受ける必要がある。

(45) キューバ

3月24日から全ての外国人（居住者は除く）は入国禁止とする。

(46) ギリシャ

3月18日から4月18日まで、日本人を含む非EU諸国民の入国を禁止する。

(47) キリバス

感染が確認されている国（注：日本を含む。）からの渡航者は、非感染国・地域において少なくとも直近14日間滞在しない限り入国を禁止する。また、これらの渡航者は医療診断書の提出、又は新型コロナウイルスに感染していないことの証明、若しくはその両方を行わなければならない。

(48) キルギス

3月19日から、外国人の入国を一時的に禁止する。3月20日から、ビシュケク及びオシュ発の全ての国際便の運航を停止する。(週一のビシュケクーモスクワ間、オシューモスクワ間、ビシュケクーノボシビルスク間の便は運航。)

(49) グアテマラ

3月17日以降15日間、国境を閉鎖し、商用機の運航を停止する。ただし、一時居住または永住する外国籍の者(注:日本人を含む。)及び外交官は陸路での入国が認められるが、入国後に隔離措置が課される。

(50) クウェート

3月14日以降、クウェート発着の全ての航空便を停止する(注:貨物便を除く。)

(51) クック諸島

3月19日から4月18日まで、ニュージーランド人、クック人等及びその親族(パートナー、配偶者、扶養家族等)以外はクック諸島への入国を許可しない。

(52) グレナダ

3月23日23:59から以後通知があるまで、全ての商用機の入国を停止する。

(53) クロアチア

3月19日から30日間、原則出入国を禁止する。(ただし、トランジット、医療従事者、国際機関職員等は、この禁止措置の適用外とする。)

(54) ケニア

3月25日から、全ての国際線の運航を停止する(貨物便を除く)。

(55) コートジボワール

3月22日0時から当面の間、陸海空全ての国境を閉鎖する。

(56) コスタリカ

3月18日23:59から4月12日23:59の間、入国できるのは、自国民及び居住する外国人のみとする。

(57) コソボ

全ての外国人に対して国境を閉鎖する。3月16日から、軍事、医療関係以外全ての航空便を停止する。

(58) コモロ

3月23日から、貨物便を除き、全ての国際線の運航を禁止する。

(59) コロンビア

3月17日から5月30日まで、全ての国境を閉鎖し、空路で入国する自国民、定住者及び外交団を除く全渡航者の入国を禁止する。3月20日から国際線の乗り継ぎを禁止し、23日0時から30日間、全ての国際線の到着を禁止する。

(60) コンゴ共和国

3月21日から、陸海空河川全ての国境を閉鎖する。（ただし、貨物を除く。）

(61) コンゴ民主共和国

3月24日から、全ての国境を閉鎖する。

(62) サウジアラビア

3月15日から、サウジアラビアを発着する全ての国際線を停止する。

(63) サモア

3月20日以降、居住者以外の外国人の入国を禁止する。

(64) サントメ・プリンシペ

3月19日から15日間、全外国人の入国を禁止する。

(65) シエラレオネ

3月22日から90日間、全航空便の運航を停止する。また、3月27日から30日間、陸路国境を封鎖する（重要貨物を除く）。

(66) ジブチ

3月18日から、全ての国際線の離発着を停止する（注：再開時期は未定。）。3月20日から、アディスアベバ（エチオピア）との間の旅客列車の運行を停止する。

(67) ジブラルタル

日本を含む16の国・地域を「危険国」としてリストアップし、過去14日以内にこれらの国・地域へ渡航したことのある者に対して、ジブラルタルに入る際にその事実を申告することを義務づける。また、ジブラルタル当局は、過去14日以内に上記の「危険国」からジブラルタルへ渡航しようとする者に対して、その入域を拒否できる。

(68) ジャマイカ

3月21日11時59分以降14日間、全ての航空機、船舶による乗客の入国を禁止する。

(69) ジョージア

3月18日午前0時から2週間、全ての外国人の入国を禁止する。3月21日からジョージア航空が運航する例外的なフライトを除き、ジョージア発着の全てのフライトを停止する（再開時期は不明）。

(70) シリア

日本を含む25か国から渡航する外国籍の者について、シリアにおける居住資格・発行査証の有無にかかわらず、入国を禁止する。

(71) シンガポール

23日23:59から、短期滞在者（長期査証を有しない者）の入国及びトランジットを禁止する。労働査証保持者は、保健や運輸等の公共サービスに関連する業種の労働者以外は、シンガポールへの帰国を不可とする。

(72) ジンバブエ

3月23日から、自国民の帰国を除き全ての国境を閉鎖する。

(73) スイス

3月25日から、リヒテンシュタインを除く全ての国に対して、入国制限を適用する。

(74) スウェーデン

3月19日から30日間、在住者、滞在許可証保有者、スウェーデン人の家族等を除く外国人の不要不急の入国を原則禁止する。

(75) スーダン

3月16日から陸海空全ての国境を閉鎖する。(4月23日までハルツーム国際空港を含む全ての空港を閉鎖する。)

(76) スペイン

3月23日午前0時から30日間(延長の可能性あり)、スペイン国民以外(日本人を含む。)は、①EU又はシェンゲン協定加盟国の居住者で自己の住居に直接向かう者、②EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国により発給された長期査証を有する者であり、その発給国に向かう者、③国境を越えて通勤する労働者、④医療従事者、⑤商品の運搬に従事する者、⑥外交団、⑦やむを得ない事情を文書により証明できる者等以外は、入国が拒否される。

(77) スリナム

3月14日以降通知があるまで、空路、水路、陸路による旅客輸送のための全ての国境を閉鎖する。

(78) スリランカ

3月19日4:00から4月7日23:59まで、スリランカ国内の全ての国際空港に到着する商用便の受け入れを停止する(ただし、出発便(ストップオーバー及び乗り継ぎ含む)、貨物便、人道的フライト等の運航は許可する。)

また、全ての種類の入国査証の発給を一時的に停止するとともに、未入国の外国人に発給済の電子査証、入国査証、上陸許可、数次査証及び滞在査証を含む全ての査証の効力を一時的に停止する。

(79) スロバキア

13日午前7時から、スロバキア在住でない外国人の入国を禁止する。

(80) スロベニア

3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する(ただし、観光目的の日本国籍者は、シェンゲン域内の滞在期間が計180日以内であり、スロベニアでの滞在期間が90日以内であれば査証不要。)。3月17日から3月30日までEUとの間で、3月17日から期限未定でEU外との間で航空便の運航を停止する。

(81) 赤道ギニア

3月12日以降、全ての国境を閉鎖する。3月15日以降30日間、国際線フライトは全て欠航とする。

(82) セーシェル

3月25日から、帰国する自国民以外の全ての渡航者の入国を認めない。

(83) セネガル

3月19日から、外国漁船は上陸及び寄港を禁止する。3月20日から4月17日まで、全ての空港における航空便の運航を停止する（貨物便、傷病者退避便、許可を得た特別便を除く）。3月21日から、モリタニアとの国境を閉鎖する。

(84) セルビア

3月16日から、滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。

(85) セントクリストファー・ネービス

3月22日から、日本、中国、イラン、香港、シンガポール、韓国、EU諸国、スイス、英国、米国、カリブ海域のオランダ及びフランスの領土から渡航する外国人の入国を拒否する。

(86) セントルシア

3月23日午後11時59分から4月5日まで、国内の全ての空港において、商用機及び私有機の受け入れを停止する。貨物機及びセントルシアから自国へ帰国する渡航者を移送する航空機の運航は許可される。

(87) ソマリア

3月18日から15日間、全ての航空便の運航を停止する。

(88) ソロモン諸島

3月22日以降、全ての外国人渡航者の入国を許可しない。

(89) タイ

非常事態宣言により、外国人の入国を原則禁止とする。ただし、労働許可証を有する外国人、外交団、国際機関の職員、政府の代表等に関し、健康証明書（出発の72時間以内に発行されたもの）の提示があれば、入国は可能となる。トランジットを行う外国人は、3月31日までに限り、健康証明書の提示を行えば、24時間以内の乗換が認められる。

(90) 台湾

3月19日から、外国人は、居留証、外交、公務の証明、あるいはビジネス上の契約履行等の証明がない限り、一律入国を禁止する。3月24日から4月7日まで、航空機のトランジットを禁止する。

(91) タジキスタン

3月19日から、ドゥシャンベ国際空港を閉鎖する（期間未定）。

(92) チェコ

3月16日から、90日を超える滞在許可を持たない全ての外国人の入国を禁止する。同許可を持つ外国人は、再入国しないことを条件に出国を許可する。

(93) チャド

3月19日以降、陸路の国境を封鎖し、2週間にわたって全ての旅客機の離発着を停止する。

(94) 中央アフリカ共和国

3月27日から15日間、空港を閉鎖し、入国を禁止する。(ただし、人道支援、貨物等を除く。)

(95) 中国

日本人の中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を全て一時的に停止する。

3月28日から、これまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止する。今後新たに取得する査証での入国は可能。(APECビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止する。外交、公務、礼遇、C(乗務員)の査証を有する者の入国は影響を受けない。)

(96) チュニジア

3月18日から、陸空の国境を閉鎖する。3月13日から4月4日まで、全ての国際海路を停止する。

(97) チリ

3月18日から15日間、全ての国境を閉鎖する。チリ人及び居住者は入国を許可する。

(98) ツバル

3月23日から、飛行機、船舶に対して国境を閉鎖する。

(99) デンマーク

3月14日正午から4月13日まで、空路、陸路、海路全ての国境を閉鎖する。外国人は入国する必要性を証明できない場合、入国を拒否される可能性がある。

(100) ドイツ

3月17日から、非EU市民、非EFTA市民及び非英国市民(以下この項において第三国国籍者という)のEUへの入域を30日間制限する。EU加盟国並びに英国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスにおける長期滞在権限(滞在資格又は長期査証)を有する第三国国籍者は、出身国への通過を目的とする入国を認められる。これらの必要条件を満たさない第三国国籍者は、緊急の入国理由を示さない場合、国境において入国を拒否される。

(101) トーゴ

3月21日から2週間、全ての陸路国境を閉鎖する(貨物輸送を除く)。

(102) ドミニカ共和国

現地時間3月19日午前6時から15日間、全ての陸・海・空路の国境を閉鎖する。

(103) ドミニカ国

3月26日から、商用機及び船舶による外国人の入国を停止する。同28日から、自国民及び居住者についても商用機及び船舶による入国を停止する。

(104) トリニダード・トバゴ

3月23日から4月30日まで、政府の許可がない場合、旅客運送を目的として入出港する航空機・船舶に対する全ての海空港の閉鎖を継続する。

(105) トルクメニスタン

3月18日から、他国との全航空便を停止する（期間未定）。全ての隣接国との陸路国境を閉鎖する（実施中）。

(106) トルコ

3月28日以降、原則全ての国際航空便の運航を停止する。

(107) トンガ

トンガ国籍者以外のトンガ入国は認められない。

(108) ナイジェリア

3月21日から、カノ、エヌグ及びポートハーコート の3空港を閉鎖する。3月23日から30日間、アブジャ空港及びラゴス空港における国際線の発着を停止する。これにより、緊急フライトを除く全ての国際線の到着が停止となる。3月23日から4週間、陸路国境での人の往来も遮断する。

(109) ナウル

渡航前21日以内にアジア（注：台湾以外、日本を含む。）、中国本土、香港、マカオ、韓国、イラン、欧州及び米国に渡航または乗り継ぎを行った者は、入国を認めない。

(110) ナミビア

3月27日から30日間、全てのナミビア人及び外国人の出入国を禁止する。

(111) ニウエ

ニウエ政府から許可を得ない限り、航空便にはニウエ居住者しか搭乗できない。

(112) ニジェール

3月20日から2週間、空路及び陸路の国境を閉鎖する。

(113) ニューカレドニア

3月19日から、全ての非居住者の入域を拒否する。

(114) ニュージーランド

3月20日から、自国民及びその家族等を除き、ニュージーランドに向かう航空機への搭乗を禁止する。また、外国人の国際線乗り継ぎを禁止する。

(115) ネパール

3月14日から4月30日まで、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時及び空港での入国審査時に7日以内に発行されたPCR検査結果を含む健康証明書の提出を求める。この期間中、陸路での入国は全て停止され、入国はトリブバン国際空港からのみとする。

また、3月20日から4月12日までの間、日本、欧州、西アジア、全ての湾岸諸国、トルコ、マレーシア及び韓国を出発地又は経由地とする全渡航者の入国を制限する。

加えて、3月22日から3月31日までの間については、ネパールに乗り入れる全ての国際線フライトの運航を停止する。

(116) ノルウェー

3月16日から滞在許可を持たない外国人の入国を禁止する。

(117) バーレーン

滞在許可を有する者又は事前に許可を得た者に限り入国を許可する。

(118) ハイチ

3月19日深夜以降、空港と港を閉鎖する。

(119) パキスタン

3月21日(20:01)から4月4日(20:00)まで、全ての国際線(チャーター、プライベート含む)の乗り入れを停止する。

(120) パナマ

3月16日(23:59)以降、居住者以外の全ての外国人の入国を禁止する。3月22日(23:59)以降30日間、パナマ発着の全ての国際便の運航を停止する。

(121) バヌアツ

3月20日以降、全ての国境を閉鎖する。

(122) バハマ

3月24日午前9時から31日午前9時まで、事前に関係部局からの文書による許可がない限り、全ての空港において国際旅客便の受入れを停止する。また、全ての港湾において、国際旅客船及び私有船の入港を停止する。いかなる理由でもバハマへの入国・経由を許可されない。(出国する航空便及び船舶、民間航空局に承認された緊急の航空便等は除く。)

(123) パプアニューギニア

3月23日から国境を閉鎖し、外国からの入国を禁止する(一部の例外を除く。)

(124) パラグアイ

3月24日午前0時から4月12日まで、全ての空港における国際旅客機の運航を停止する(貨物、医療・救急サービスを提供する航空便、自国民を帰国させようとする外国政府の航空機を除く。)。また、3月24日から、陸・海・空路から全ての者の入国を禁止する。

(125) ハンガリー

3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する。3月18日から、滞在許可書を有する欧州経済領域（E E A）の市民を除く外国人の入国を禁止する。

(126) バングラデシュ

3月22日から4月7日まで、バーレーン、ブータン、香港、インド、クウェート、マレーシア、モルディブ、オマーン、カタール、サウジアラビア、スリランカ、シンガポール、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦からの商用旅客機の受入れを停止する。

3月16日から4月15日まで、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時及び入国時に、渡航72時間前に取得された新型コロナウイルスの症状がないことを証明する健康診断書（英訳添付）を提出しなければならない。既に査証取得済みで今後入国する場合は、入国時に同様の健康診断書を提出する必要がある。

(127) 東ティモール

3月29日から全ての外国人の入国を禁止する（ただし、既に入国している者、東ティモールで出生し居住する者等を除く。）。

(128) フィリピン

3月22日より当面の間、全ての在外公館における新規査証発給を停止する。また、日本を含む査証免除対象国からの入国を停止する。発給済みの査証は、3月19日時点でフィリピン国内に滞在している者と駐在外交官の分を除き、無効となる。（ただし、フィリピン人の外国人配偶者・子弟、外国人永住者及び船舶・航空機の乗務員は除く。）

(129) フィンランド

全ての国境（陸路、国際海港・空港）において自国民及び在留許可等を持つ外国人を除き、外国人の入国を制限する。

(130) ブータン

公用目的を含む全ての渡航者の入国を制限する。

(131) 仏領ポリネシア

3月19日から、全ての非居住者の入域を拒否する。

(132) フランス

3月18日から30日間、EU、シェンゲン協定国及び英国以外の出身者（仏居住者等は除く）は入国を禁止する。

(133) ブラジル

3月30日から30日間、全ての外国人渡航者の空路での入国を禁止する。

(134) ブルガリア

3月20日から4月17日までの間、EU及びシェンゲン域内国の国民を除く、全ての第三国（注：日本を含む）国民の入国を禁止する。

(135) ブルキナファソ

3月21日から2週間、全ての国際空港における商用便の停止する（国内線、軍用、貨物輸送を除く）。また、3月21日から2週間、陸上及び鉄道の国境を閉鎖する（貨物輸送を除く。）

(136) ブルネイ

3月24日から、外国人渡航者（永住者を除く。）の入国及びトランジットを禁止する。観光、留学及び扶養家族の査証発給を停止する。発給済みのこれらの査証は効力を停止する。

(137) ブルンジ

3月22日21時59分から7日間、全ての商用機の発着を停止する（貨物、緊急搬送、人道支援及び政府専用機は同措置の対象外だが、スクリーニングを受ける。）。

(138) ベトナム

3月22日から、全ての国・地域からの外国人の入国を停止。（ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外あり。）

(139) ベネズエラ

3月17日から貨物・郵便機以外の一般商用機の運航を制限する。

(140) ベリーズ

3月21日深夜に北部国境を閉鎖し、23日深夜に国際空港を閉鎖する（以上の措置により全ての国境が閉鎖されることとなる）。これらの措置を30日後に再検討する。

(141) ペルー

3月17日から、陸海空の国境を閉鎖し、自国民及び居住者を除く全渡航者の入国を禁止する。

(142) ベルギー

3月17日から30日間、シェンゲン協定加盟国の市民及び居住者、トランジットの渡航者、家族上の必要不可欠な理由がある者等を除き、シェンゲン協定加盟国外からの入国を制限する。

(143) ポーランド

3月15日から外国人の入国を一時禁止する。ただし、①配偶者又は子供がポーランド国籍を有する者、②ポーランド・カード（注：外国人のポーランド国民への帰属証明書類）を有する者、③外交官及びその家族、④ポーランドの永住権、滞在許可証または労働許可証を有する者は入国可能。3月15日から、全ての国際路線の旅客航空便及び鉄道便の運行を停止する（国際旅客航空便の運航停止は4月11日までの措置）。

(144) ボスニア・ヘルツェゴビナ

全ての外国人の入国を禁止する。（注：NATO、EUFOR（欧州連合部隊）、医療関係者、人道支援関係者等を除く。）

(145) ボツワナ

高リスク国（注：日本を含む。）からの全渡航者の入国を禁止する。

(146) ボリビア

3月20日0時以降に全ての国境を閉鎖し、3月22日0時以降、全ての国際便の運航を停止する。ただし、自国民及び居住者は入国を許可する。国境閉鎖及び国際線の停止措置は4月4日まで継続する。

(147) ポルトガル

3月19日から、EU域外からポルトガルへの国際線の運航を停止する。ただし、カナダ、米国、ベネズエラ、南部アフリカ及びポルトガル語圏諸国とのフライトについては例外とする。また、3月24日から、EU市民、ポルトガル語圏諸国の国民、ポルトガル在留許可を有する市民等を除き、旅行者等の入国を制限する。

(148) 香港

1月27日から、過去14日以内に湖北省に滞在歴のある非香港居住者の入国を禁止する。3月25日午前0時より14日間を暫定期間とし、海外から航空機で香港国際空港に到着した全ての非香港居住者、中国本土、マカオ、台湾から入国する非香港居住者で、過去14日以内に左記以外の海外滞在歴のある者の入国を禁止する。香港国際空港は全てのトランジットを停止する。

(149) ホンジュラス

3月15日23時59分から、陸路・空路・海路全ての国境を閉鎖する（自国民、外交団、永住者及び長期滞在者は入国可。）

(150) マーシャル

4月5日まで全ての国から空路での入国を禁止する。

(151) マカオ

3月18日から、全ての非マカオ居住者の入国を禁止する（中国本土・香港・台湾居住者及び外国人就労者を除く。）。3月19日から、中国本土・香港・台湾居住者である外国人就労者以外の全ての外国人就労者の入国を禁止する。3月25日から、中国本土・香港・台湾居住者であって、過去14日以内に外国・地域への渡航歴がある者の入国を禁止する。マカオ国際空港におけるトランジットを停止する。

(152) マダガスカル

3月20日から4月20日まで全ての国際線の運航を停止する。

(153) マラウイ

4月1日から、原則全てのマラウイの国際線の運航を中止するとともに、全ての国境を越える陸路での旅客輸送を停止する。

(154) マリ

3月20日から全ての国際商用便の運航を停止する。また、3月25日から陸路国境を封鎖する（商品輸送や貨物を除く）。

(155) マルタ

21日以降、マルタへの全ての民間航空便の乗り入れを停止する（フェリーフライト、貨物便、人道・帰国支援便には適用されない。）。

(156) マレーシア

3月18日から、外国人渡航者の入国を全て禁止する（注：出国は可能。）。

(157) ミクロネシア

3月14日から、中国本土以外の感染国・地域から入国する者は、非感染国・地域において入国直前の最低14日間の自主検疫をしていない限り、入国を禁止する（ただし、州によっては規制が厳しいため注意）。

(158) 南アフリカ

3月27日から4月16日深夜までの間、全ての国内線及び国際線の離発着並びに陸路での越境を禁止する。

(159) 南スーダン

3月24日深夜から、全ての国際便の運航を停止する。

(160) ミャンマー

3月19日から陸路での外国人の出入国を禁止し、外国人は、ヤンゴン、マンダレー又はネーピードーの国際空港からのみ入出国が認められている。3月25日から、全ての外国人に対して、新型コロナウイルス陰性証明書（ミャンマーに向かう航空機出発の72時間以内発行）の提示を義務づける。また、3月29日から4月30日まで、全ての外国人に対し、新規査証発給及び査証免除を一時停止する。3月31日から4月13日までの間、商用旅客航空便の着陸を禁止する。

(161) モーリシャス

3月19日から15日間、空港において全ての渡航者の入国を拒否する。クルーズ船の入港も拒否する。

(162) モーリタニア

3月17日以降、全てのモーリタニア発着便の運航を停止する。3月24日以降、全ての陸路及び海路の国境を閉鎖する。

(163) モザンビーク

査証の発行を停止するとともに、既に発給された査証の効力を停止する。

(164) モルドバ

3月17日から4月1日までの間、モルドバにおける全ての国際線の航空機及び鉄道での人の輸送を停止する。3月17日より、陸路での外国人の入国を禁止する。

(165) モルディブ

3月27日以降、全ての国からの渡航者に対して到着査証の発給を停止する（終了期限未定）。これにより、観光目的での入国は許可されない。また、就労目的での入国に関しては、事前に就労許可を入国管理局から取得するとともに、入国48時間以上前に経済開発省から許可を得なければ入国できない。

(166) モロッコ

3月15日から全ての国際旅客便の運航を停止する。3月12日から、客船等の一時的な出入港を停止するとともに、モロッコ北部と接するスペイン領との国境を、通過を希望するスペイン人の通行を除き閉鎖する。

(167) モンゴル

4月30日まで、モンゴル発着の全航空便の運航を停止するとともに、外国人の入国を原則禁止する。

(168) モンテネグロ

3月15日から15日間、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。

(169) ヨルダン

3月17日から全てのヨルダン発着の航空便を停止し、陸路・海路・空港を含む全ての国境を閉鎖する（貨物輸送は除く）。

(170) ラオス

3月20日から30日間、外国人に対する電子査証・到着査証・観光査証の発給を停止する。査証免除を実施している国（注：日本を含む。）についても一定期間免除を停止する。既存の査証を有する者が入国する場合は、健康診断書及び直近14日間の渡航歴の提出が必要となる。

(171) ラトビア

3月17日から4月14日まで、空路（航空機）、陸路（鉄道・バス）、海路（船）の全ての公共の国際交通機関の運行を停止する。ただし、自家用車にてラトビア人及びラトビアに居住している外国人（外交官を含む）の入国は可能。

(172) リトアニア

3月16日から、空路、陸路、海路等あらゆる方法での外国人の入国を禁止する。ただし、リトアニア人の家族、リトアニアの滞在許可保持者、商品の搬送等を扱う業者、外交官及びNATO関係者等の入国は可能。

(173) リビア

3月16日から3週間、空及び陸の出入国地点を閉鎖する。

(174) リヒテンシュタイン

3月25日から、スイスを除く全ての国に対して、入国制限を適用する。

(175) リベリア

3月23日から、全ての商用機の運航を停止する（貨物便、チャーター機及び特別機を除く）。

(176) ルーマニア

3月22日22時から非EU諸国民の出入国を禁止する。（なお、滞在許可所持者、乗換旅客等は、この禁止措置の適用外とする。）

(177) ルクセンブルク

3月18日18時から、EU圏以外の国籍を有する者のルクセンブルクへの入国を1か月制限する（延長の可能性あり。）。欧州連合、英国、シェンゲン協定加盟国市民及びその家族は、自宅に戻る目的で、一時的な旅行制限を免除。なお、EU域外の者について、長期滞在資格保持者、医療専門家、越境労働者、外交官、乗り継ぎ旅客、家族の緊急かつ正当な理由により旅行する旅客等は入国制限の適用外となる。

(178) ルワンダ

3月21日から、国境を閉鎖する（当面2週間の予定、滞在許可を有する者を除く）。

(179) レバノン

3月18日から4月12日までの間、ベイルート国際空港及び陸海空すべての出入国地点を閉鎖する。

(180) ロシア

3月18日0時00分（現地時間）から5月1日の期間、外交官やロシア永住者を除く全ての外国人・無国籍者を対象とし、ロシアへの入国を一時的に制限する。また、①外国人に対する、教育、労働活動の実施の目的で私的にロシアに入国するための文書の受領、招待状の作成及び発給、②外国人労働者の招へい及び利用の許可、並びに外国人に対する労働の許可について、一時的に停止する。ロシアの大使館及び領事館においては、外国人及び無国籍者に対し、外交、公用、本命令第2項に示された者に対する一般商用査証及び近親者の死去に関連してロシア連邦に渡航することとなっている外国人及び無国籍者に対する一般私的査証を除く全ての種類の査証の申請の受理、作成及び発給を一時的に停止するとともに、外国人に対する電子査証の査証作成も停止する。

3月27日から、ロシアの空港と外国空港との定期・チャーター便の運航を停止する（外国から帰国するロシア国民のための航空便及びロシア政府の個別の決定に基づく航空便は例外）。

2 入国後に行動制限措置がとられている国・地域（60か国／地域）

(1) アイスランド

外国から帰国した全ての自国民及び居住者（注：在留外国人を含む。）に対し14日間の自宅待機を義務付ける（注：外国人旅行者は含まない。）。

(2) アイルランド

3月19日から、英国領北アイルランドを除く全ての外国人で、コロナウイルスの症状が出ていない場合は、14日間の行動制限を必要とする旨勧告する。外国からアイルランドに戻ってきた者で、コロナウイルスの症状が出ている場合は、自主隔離をするよう勧告する。

(3) アゼルバイジャン

全ての外国人は、入国時に体温検査を受ける。37度以上の発熱、せき等の症状があれば14日間の隔離を行い、精密検査の後、感染が確定すれば14日間から29日間の隔離を行う。症状がない場合でも14日間の自宅待機を要請する。

(4) アルバニア

全ての渡航者は、入国時に渡航歴及び体調に関する質問、体温検査が実施され、感染が疑われる場合には、別室にて医師、看護師からの問診等が行われ、自宅待機、感染症指定病院への移送、サンプル採取等の対応が判断される。また、入国時にフォームを提出する必要がある、入国から14日間自宅等での自主隔離が義務付けられる。

(5) イラン

全ての渡航者は、入国時に発熱等の症状があった場合、感染国への渡航歴を勘案しつつ、酸素濃度計による検査を実施する。酸素飽和度が93%未満の場合、出発国に送還する。

(6) インド・ケララ州等

ケララ州では、日本、中国、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム及び韓国からの渡航者で感染しているリスクの高い者（感染者と接触のあった者、感染者と半径1メートル以内にいた者等。）に対して、ハリヤナ州及びオディシャ州では諸外国からの渡航者に対して、州独自の措置として一定期間の自宅隔離を求める。

(7) エストニア

全ての入国者、帰国者に対して、14日間の自主隔離を義務付ける。

(8) エチオピア

23日0時10分以降、全ての入国者に自己負担で、指定ホテルでの14日間の隔離を義務付ける。トランジットの予約がある者については、14日間の隔離の適用外とし、指定ホテルにて出発まで待機する。

(9) カナダ

例外的に入国する全ての者に対し、症状の有無にかかわらず、宿泊先又は指定の施設での14日間の自主隔離を義務づける。

(10) 韓国

全ての入国者に対して、健康状態質問書と特別検疫申告書の作成、入国場検疫での発熱チェック、韓国国内滞在住所及び連絡先（携帯電話）の提出と、自己診断アプリのインストール等を求める措置を実施する。

また、4月1日以降、全ての入国者は原則として14日間、自宅又は施設にて隔離する。隔離施設利用時の費用は本人負担とする。

(11) カンボジア

3月31日から、全ての入国者は、入国する際に健康診断やスクリーニングを受けなければならない。また、全ての入国者は、強制隔離、検疫、その他のウイルス封じ込めのための方策等、カンボジア保健省の指示に従わなければならない。

(12) 北マケドニア

3月10日から、中リスク国（日本を含む）及び高リスク国から入国した者は、14日間の自主隔離を義務付ける。

(13) キプロス

全ての渡航者は、入国後14日間は政府の指定する施設に強制的に隔離される。

(14) キューバ

3月21日から、全ての入国者に14日間の隔離を義務付ける（注：居住者は自宅（同居者も外出禁止）、旅行者はホテルに隔離する。）。

(15) グアテマラ

一時居住または永住する外国籍の者（注：日本人を含む）及び外交官は、陸路での入国後、隔離措置が課される。

(16) コスタリカ

コスタリカ国内に入国するコスタリカ人及び居住者は、14日間の予防的隔離措置を受ける。

(17) ザンビア

全ての渡航者に対して、入国時のスクリーニング及び症状の有無に関わらず14日間の自宅隔離を義務づける。

(18) ジブラルタル

日本を含む国・地域から入国してから14日以内の場合は、最低14日間の自主隔離、及び111（コロナ関係ヘルプライン）への連絡を義務づける。

(19) シンガポール

3月21日から、全ての入国者について、14日間の外出禁止とする。

(20) スリランカ

隔離の対象となる感染国以外の国（注：日本を含む。）からの渡航者については到着日から14日間、自宅隔離の対象になる。

(21) スロバキア

スロバキア在住の外国人が国外から帰国した場合は、14日間の自宅隔離が義務付けられる。

(22) セルビア

3月14日以降に入国した全ての者（滞在許可を有する者等）は、28日間の自宅隔離とする。

(23) タイ

例外的に入国した者に対し、入国時に発熱及び呼吸器症状が確認された場合は、ウイルス検査を実施する。入国時の検査で陽性の場合、タイの医療機関で隔離・入院治療の措置をとる。陰性の場合、入国後14日間の自己観察を要請する。3月22日から、全ての国からの入国者に対し、14日間の自宅待機を求める。

(24) 台湾

全ての国からの渡航者は、14日間の自宅検疫の対象となり、自宅又は指定地点からの外出、公共交通機関の利用が認められない（従わない場合は罰則あり。）。「自宅検疫」中、所轄の里長（町内会長）等が毎日1、2回電話で対象者の健康状態を確認する。

(25) タンザニア

入国する全ての渡航者は、政府が指定・管理する施設において14日間隔離される。

(26) 中国

各地の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。

(27) デンマーク

3月17日から少なくとも4月13日まで、入国する全てのデンマーク市民（日本人を含む。）に14日間の自宅待機を要請する。

(28) トーゴ

入国する全渡航者に対して、保健省職員による観察が行われるとともに、38度以上の発熱など、新型コロナウイルス感染を疑う症状がある場合は、隔離の上で検査が実施される。

(29) ニューカレドニア

3月17日以降、トントウータ空港（ヌメア国際空港）に到着する全渡航者に対して、無症状であっても14日間の自主隔離を義務付ける。症状（せきや発熱）がある乗客は、スクリーニング検査が陰性になるまで、メディポール（医療施設）の隔離室に隔離される。

(30) ネパール

3月14日から4月30日までに入国した全ての外国人（外交、公用査証所持者含む。）は14日間の自主隔離を行う。

(31) ノルウェー

全ての入国者に対する14日間（2月27日に遡及して適用）の自宅待機を命じる措置を導入する。同措置においては、症状のない入国者は予定していた滞在地に帰宅することができるが、他者との接触をできる

だけ避けて移動することを要請する。また、症状のある入国者については、直ちに隔離をとり、公共交通機関の利用を禁止する。

(32) バーレーン

全ての渡航者は、到着時の医療検査の実施及び入国後14日間の自主隔離が要請される。

(33) パナマ

パナマ人及び同国居住外国人のパナマ入国後の14日間の自宅での義務的な予防のための隔離を実施する。

(34) パレスチナ

アレンビー橋からパレスチナ自治区に入域するすべての者に14日間の自宅待機措置を義務付ける。

(35) バングラデシュ

新型コロナウイルス感染発生国からの渡航者に対し、14日間の隔離措置を講ずる。入国時に、保健職員が自主隔離措置か政府施設での隔離措置かを決定する。

(36) 東ティモール

入国する全ての者は、14日間、指定された場所にて隔離され、保健当局による健康観察下に置かれる。

(37) フィジー

3月19日以降、全ての海外からのフィジーへの入国者に対して14日間の自主隔離を要求する。

(38) 仏領ポリネシア

3月17日以降、仏領ポリネシアに到着する全渡航者に対して、自宅又はタヒチ島の宿泊施設における14日間の自主隔離措置を義務付ける。

(39) ブルガリア

感染国（注：日本を含む。）から入国する永住者、長期居住する外国籍者及びその家族に対し、自宅又は国境検疫官に通報した滞在先住所における14日間の自主隔離を求める。

(40) ブルネイ

3月20日から、全ての国・地域からの渡航者に対して、指定監視センターでの14日間の隔離を義務付ける。

(41) 米国

3月21日に米国疾病予防管理センター（CDC）が新型コロナウイルスに関する日本の旅行健康情報をレベル3（不要な渡航延期勧告）に引き上げたことにより、日本から米国への入国者は、入国後14日間、自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くこと（social distancing）が求められる。

（アラスカ州）

3月25日から、州外からの全渡航者（アラスカ州住民を含む。）に対し、14日間の自主隔離を義務づけ、違反者には、2万5千ドル以下の罰金又は一年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。

（北マリアナ諸島）

3月23日から、島外からの全渡航者（北マリアナ諸島住民を含む。）は14日間の強制隔離の対象となる。

（グアム）

グアム準州知事の行政命令により、3月16日から、新型コロナウイルスの感染が確認されている国や地域で1週間以上過ごした渡航者（非居住者）は、入国日から遡って7日以内に実施された検査によって新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書を提示しない場合、入国後強制検疫（隔離）措置の対象となる。居住者についても同様の文書を所持していない場合は最低14日間の自宅検疫措置の対象となる。

（ハワイ）

3月26日（木）から、州外からの全渡航者（ハワイ州住民を含む）に対し14日間の自己検疫を義務づけ、違反者には、5千ドル以下の反則金又は1年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。

（42）ベトナム

3月22日から、入国する全ての者に対し、独立した区域での検査、強制医療申告及び隔離を実施する。

（43）ベナン

3月19日から、全ての入国者に対し、強制的な隔離検疫措置をとる。

（44）ベラルーシ

3月26日から、感染者が確認された国（注：日本を含む。）からの渡航者（外交団、トランジット目的等は除く）は入国後14日間の自宅隔離が義務づけられる。

（45）ポーランド

全ての渡航者は、入国後14日間の自宅隔離措置が義務づけられる。

（46）ポルトガル

（アソーレス自治州政府）

3月15日以降に自治州内の空港に自治州域外から到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず14日間の強制的隔離措置をとる。

（マデイラ自治州政府）

3月15日以降にマデイラ島の空港に到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず、14日間の強制的隔離措置をとる。

（47）香港

以下の者に対して、14日間の強制検疫措置をとる。

- ① 2月8日から、中国本土からの全ての入境者及び過去14日以内に中国本土への滞在歴がある者（香港居住者を含む。）

- ② 3月25日から、マカオ・台湾からの全ての入境者及び過去14日以内にこれら地域への滞在歴がある者（香港居住者を含む。）
- ③ 3月19日から、過去14日以内にその他の外国への滞在歴がある香港居住者

(48) ホンジュラス

国境閉鎖の例外対象となるホンジュラス国民、ホンジュラスが接受国となっている外交団関係者、永住者及び長期滞在者については、入国後直ちに、自宅等での自主的隔離が課される。

(49) マカオ

3月25日から、過去14日以内に外国、香港、台湾に滞在歴のあるマカオ居住者及び香港、台湾に滞在歴のある中国本土、香港（香港永住居民ID保持者に限る。）、台湾居住者に対し、マカオ政府が指定した場所で14日間の医学観察を受けることが求められる。

(50) マルタ

全ての入国者に対し、入国日から14日間の自主隔離を義務づける。違反した者には3000ユーロの罰金を科す。

(51) ミャンマー

3月25日から、全ての外国人は、ミャンマー入国後14日間の施設隔離に置かれる（一部例外あり）。

(52) モナコ

日本を含む危険地域からの入国者に対して、自宅待機を推奨する。

(53) モルディブ

21日4時以降、空路で入国する、リゾートに向かう者を除く全ての旅行者に対し、入国後政府指定の検疫施設にて14日間の検疫を実施する。

また、リゾートに向かう者についても、入国時に症状があり、感染の疑いがある場合は検査を実施し、陽性の場合には検疫施設に隔離する。リゾート島及び住民島で感染が疑われる者が確認された場合は、その島一帯がロックダウンされ、他の宿泊者についても検疫措置をされる可能性がある。

(54) モンテネグロ

全ての入国者に対し、14日間の自主隔離を義務付ける。

(55) ラオス

入国時に発熱、せき、呼吸困難等の症状があり、感染発生国への渡航歴のある者、又は感染者と接触したことがある者は、病院での隔離措置となる。また、ラオスと国境を接しない100症例以上の感染発生国から入国する者、又は入国前14日間以内に感染者と濃厚接触した者については、症状がない場合でも、入国後14日間は「居所隔離」を行うことが求められる。同期間中は、各自の居所内のみにより留まり、他人との接触を避けることが求められる。

(56) リトアニア

全ての入国者，帰国者に対して，14日間の隔離，空港でのデータ登録及び検診（健康チェック）を義務付ける。

(57) ルーマニア

3月25日から，イタリア，フランス，ドイツ，スペイン，米国，イランを除く全ての国からの入国者は入国後14日間の自主隔離が義務づけられる（上記6か国からの入国者は施設での検査隔離が義務づけられる）。

(58) ルワンダ

全ての渡航者は，入国後，指定された場所での14日間の隔離義務の対象となる。

(59) レソト

全ての感染国（日本を含む。）から入国する者を14日間検疫下に置く。

(60) ロシア

3月19日から、外国からの全ての渡航者は、国籍を問わず、到着日から14日間の自宅・滞在先での隔離が義務付けられる。

また、国内全域での検疫体制が強化されており、体温測定等を移動中や滞在先の宿舎等で求められた上で、現地当局からの要請により、病院や居住場所（ホテル等）における隔離を求められる可能性がある。

（了）